

2016 年規定審議会 報告

(第 2500 地区小船井 PDG 現地レポートより)

1 日目(4 月 11 日)制定案 16-01～26、16-36	P1～24
2 日目(4 月 12 日)制定案 16-27～73	P25～51
3 日目(4 月 13 日)制定案 16-74～82 と-99	P52～58
4 日目(4 月 14 日)制定案 16-40,45 と-83～-130	P59～83
5 日目(4 月 15 日)制定案 16-87 再審議と-132～-181	P83～95
<制定案>	
Ⅰ. クラブ運営(16-01～-09)	P1～8
Ⅱ. 奉仕部門・ロータリーの目的(16-10～-20)	P8～17
Ⅲ. クラブ例会(16-21～-26)	P17～24
Ⅳ. 出席 A 出席規定(16-27～-31)	P25～27
B メークアップと出席免除(16-32～-35)	P27～29
Ⅴ. 会員(16-36～53)	P29～41
Ⅵ. RI 会長と選挙 A RI 会長(16-54～57)	P41～43
B 理事(16-58～68)	P43～49
C ガバナー(16-69～77)	P49～53
D その他(16-78～-80)	P53～55
Ⅶ. 国際ロータリー(16-81～98)	P55～68
Ⅷ. RI 財政と人頭分担金(16-99～-105)	P68～73
Ⅸ. 立法手続き(16-106～117)	P73～79
<決議案>	
Ⅰ. プログラム(16-118～138)	P80～85
Ⅱ. ロータリー財団(16-139～-146)	P85～87
Ⅲ. クラブと地区の管理運営(16-147～-159)	P87～90
Ⅳ. 国際ロータリー(16-160～-178)	P90～94
Ⅴ. 会員(16-179～-181)	P95

編集：ロータリー情報研究会

4月11日（COL1 日目）

I クラブ運営

制定案 16-01 書面による理事会議事録について規定する件

提案者：第 6980 地区（米国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203 ページ）。

第 3 節 一 理事会の会合。

理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は、当該会合後 60 日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

趣旨および効果

クラブ理事会のすべての会合と特別会合の議事録は、クラブの全会員が閲覧できるようにすべきである。議事録は会合後 30 日が経過しないと承認されないため、閲覧可能となる時期は 60 日以内とする。会員またはクラブ細則に影響のある決定について、理事会メンバー間だけの秘密とすべきではない。

審議に入る

（修正動議）「当該会合の 60 日後に」に修正すべき

（議長）作成する意味で複雑な修正であるので議長として却下する。

（賛成）理事会の議事を明確にすることで、クラブ会員の知る権利を守ることになる。

（賛成）3060 地区、ロータリーに秘匿するものない。クラブ会員は知る権利を持っている。

（反対）9810 地区、懸念がある。複雑で微妙な案件（例えばセクハラ）を公開するべきではない。

（賛成）7150 地区、セクハラのような案件は公開しないという「内規」を理事会で作ればよいのでこの案件に賛成である。

（賛成）子供の保護とかの話が出た場合には、秘匿するべきと理解していると思うので秘匿に関して守られると考える。

（反対）クラブ規模での課題がある。大きなクラブであれば公開することに意義が認められるが、小さなクラブでその意義は薄れる。

※終了動議があり賛成多数で採択に入る。

（採択結果）

317 対 136 で採択

制定案 16-02 クラブ会計が理事会メンバーとなるよう規定する件

提案者：第 1790 地区（フランス）第 3190 地区（インド）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207 ページ）。

第 10 条 理事および役員

第 4 節 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、~~および幹事~~、および会計は、全員理事会のメンバーとする。また、~~会計および会場監督~~は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

何年もの間、ロータリークラブは、地域社会におけるさまざまな奉仕プロジェクトのために、会員、地域社会、企業から多大な資金を集めてきた。この状況において、今後も支援を受け続けるために、寄付者の信用と信頼を確保し、ロータリークラブの優れた公共イメージを形づくるには、統制の取れた最善の会計慣行による、透明、迅速、かつ慎重なクラブでの資金管理が最も必要とされる。会計をクラブ理事会の常任メンバーとすることで、会長は、適切なアカウンタビリティ（説明責任）と責任をもって、定期的に全資金の監督／監視ができる。よって、本制定案をもって標準ロータリークラブ定款を改正することを提案する。

(審議に入る)

(賛成) 3212 地区、様々な計画を実施する場合に会計が参加することに意味があると考え
る。賛成。

(賛成) 1790 地区、私は賛成である。

(反対) 9970 地区、会計は幹事に含まれていない意味があるので理事会メンバーに入れる
べきではない。

(反対) 7530 地区、サテライトクラブがある場合には、理事メンバーのサテライトクラブ
例会出席が困難になるので反対。

(賛成) 会計は重要な役職であるので理事会に入れるべき。

(反対) 2250 地区、私たちはリーダーであり、クラブ運営を図る人たちを規定することは
クラブの主体性を損なうと考える。手続要覧に掲載する必要がない。

(賛成) クラブレベルで透明性を確保する意味で、会計をするメンバーは将来のクラブ会
長候補であるので理事会に参加させるべきである。

(賛成) クラブの人頭分担金や地区費用の拠出等の重要な職務をして、将来のクラブ会長
候補であるから賛成。

※採択に入る。

(採択) 372 対 72 で採択

制定案 16-03 クラブ幹事エレクトが理事会メンバーとなるよう規定する件

提案者：大和中ロータリークラブ（日本、第 2780 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』207 ページ）。

第 10 条 理事および役員

第 4 節 一 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、幹事エレクト、会計とし、1 名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事、および幹事エレクトは、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

標準ロータリークラブ定款、第 10 条、第 4 節はクラブ幹事の重要性を認識して、役員とするよう規定している。しかし、会長には会長エレクトとして事前に十分な研修の機会が与えられているが、クラブ幹事には、就任当日からクラブ会長と一体となってクラブの運営を推進することが求められ、慣れない中でクラブ内外の多岐に渡る実務を担当しているのが現状である。そこで「幹事エレクト」の役職を新設して、同時にクラブ役員に含めて理事会のメンバーとすることを提案する。会長エレクトと同様の事前の準備期間と公式な研修の機会を得られることで、年度当初からクラブ運営がスムーズになり、クラブ活動も活発になることが期待できる。

(審議に入る)

(反対) 6650 地区、理事会に追加することは大切ではあるが、小さなクラブにとっては無理であろう。従って明文化する必要はない。

(賛成) 3261 地区、会長と幹事は重要な職務である。幹事の任務は多岐にわたるので会長以上の仕事をする上で、幹事エレクトも理事会に参加させる必要を認める。

(賛成) ナイジェリア、2013 年の規定審議会ではクラブ理事会メンバーについて討議され、会長エレクトが理事会メンバーになっている。会長エレクトと共に、幹事エレクトも参加することで研修できることで賛成である。

(賛成) 継続性の問題で賛成である。

(反対) 1920 地区、反対であるが幹事エレクトになることは構わないが全てのクラブに「強制」することに反対である。アイデアは良いがこれを規定することは反対。

※終了動議があり討議終了となった。

(採択) 144 対 312 で否決

制定案 16-04 クラブ役員に関する規定を改正する件

提案者： Paris Nord ロータリークラブ (フランス、第 1770 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 207 ページ)。

第 10 条 理事および役員

第 4 節 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、会長ノミニー（選出され次第）、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。衛星クラブの全例会には、少なくとも 1 名のクラブ役員が出席するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

RI 戦略計画、クラブ・リーダーシップ・プラン、それらに関連する活動と変更が導入される中、会長ノミニーも、選出され次第、委員会会合との話し合いに含めることが有益である。これにより、クラブが取る方向性をノミニーが知ることができ、またノミニーの会長就任年に実施される決定についてもノミニーの考えを他と共有することができる。

さらに、衛星クラブは通常のロータリークラブとなるまで親クラブの支援を受けるべきである。親クラブの役員が衛星クラブの例会に出席するという義務はより厳しくあるべきである。よって、本制定案は、衛星クラブの全例会に少なくとも 1 名のクラブ役員が出席することにより、衛星クラブが適切な支援を受けられるようにするものである。

（審議に入る）

（反対）小さなクラブでは無理。

（賛成）台湾、ロータリーの長期計画に沿った変更である。会長ノミニーを入れると継続性をさらに確保することができる。衛星クラブに関しても賛成。

（反対）3011 地区、先ほどの討議の通り、幹事エレクトが否決されたのと同じ意味で反対である。クラブの主体性を守るべきである。

（反対）5630 地区、この案件に反対である。衛星クラブを私のクラブで支援しているが、一人の出席では少ないから。

※終了動議により採択に入る

（採択）123 対 332 で否決

制定案 16-05 クラブ内の委員会について規定する件

提案者：Bangalore East ロータリークラブ（インド、第 3190 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 207～208 ページ）。

第 10 条 理事および役員、ならびに委員会

第 7 節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。クラブ管理運営 会員増強 広報 ロータリー財団 奉仕プロジェクト必要に応じて追加の委員会を任命できる。

（本文終わり）

趣旨および効果

古い運営体制では、各奉仕部門の理事と約 15 の委員会がある。各委員会に 3 人の委員がいると想定すると、全委員会に会員を配置するには、理事会メンバーの約 9 名に加えて 45 名のロータリアンが必要となり、理事会と委員会を運営するには約 55 名のロータリアンが必要となる。しかし、2014 年 6 月 30 日の時点で、会員数が 60 名に満たないクラブの数は、ロータリー世界全体で約 90% を占める。従って、大半のクラブでは、古い運営体制を組むために十分な会員がいない。5 つの委員会なら容易に設置できる。

(審議に入る)

(定款細則委員会) 「SHALL」は「MAY」よりも強い意味である。

(修正動議) 広報委員会を公共イメージ委員会に変更すべきである。

(修正案の討議) 意見がなかったの修正の採択がなされた。

(修正案の採択結果) カード方式による賛成多数で修正動議が採択された。

(賛成) 3212 地区、DLP、CLP が浸透されることが大事と思う。「義務」にすることによって小さなクラブでも効果的になると考える。

(反対) 既に、クラブ細則で規定されていると考えるから反対。

(質問) オーストラリア、定款細則委員会の意見では強制ではないと認識。

(反対) クラブ細則に掲載されているものを定款に追加する必要はない。

※終了動議があり採択に入る。

(修正案の採択) 238 対 213 採択

制定案 16-06 ロータリークラブの目的を定義する件

提案者： 第 3662 地区 (韓国)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 202 ページ)。

第 6 条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(訳注：「第 6 条 クラブの目的」の原文は「Article Purpose」ですが、既存の第 4 条「目的」[Object] と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

趣旨および効果

ほとんどの組織では、その組織規定において目的に関する条項を記しているが、現在の標準ロータリークラブ定款にはそのような条項がない。目的がないと方向性が不確かとなる。しかし、クラブは常に、地区ガバナーの公式訪問や地区研修・協議会などの機会に、効果的なクラブとなるべく取り組むようガバナーから求められ、また、効果的なクラブとなるための計画を地区に提出し、その計画を実行するよう要請される。このように、効果的なクラブとなることは、全クラブにとっての共通目標として設定されてきた。それゆ

えに、効果的なクラブの4要素（会員基盤の発展、ロータリー財団の支援、奉仕プロジェクトの実施、リーダーの育成）は、RIの方針において奨励するのみでなく、以下を達成するために書面による規定のレベルに格上げされるべきである。標準ロータリークラブ定款で不足している要素を補う。

（審議に入る）

（賛成）韓国、クラブの定款に目的を入れることで、ロータリークラブの目的が明確になる。国際ロータリーの目的にはクラブが明記されていない。

（反対）5580地区、国際ロータリー定款の「ロータリーの目的」が「目的」であるので反対。

（賛成）韓国、ロータリーの目的に、クラブが言及されていないことを「補完」することになる。国際ロータリーの目的を前提にクラブの「目的」を明確にするべきであろう。

（反対）フランス、この案件の文言を含めて反対である。国際ロータリーの目的がある中でさらに複雑になる。

（賛成）4580地区、ロータリーの安定性を確保するために、それぞれのクラブがバランスの良い奉仕部門を考えた場合はこの案件が有効と考える。

※終了動議後、採択に入る。

（採択）236対217で採択

制定案 16-07 クラブ会員の入会金を廃止する件

提案者：第1720地区（フランス）Evry Val-de-Seine ロータリークラブ（フランス、第1770地区）
国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第143ページ）。

（主要部分を抜粋）

第11条 入会金および会費

~~すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクトには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。~~

趣旨および効果

入会金のコンセプトは、ロータリーの現代的なイメージを反映していない。ロータリーのイメージは、力強い会員基盤と、地元、地域、世界レベルで大規模なプロジェクトを実行する力に基づいて形づくられるべきである。従って、ロータリーと同じ理念を持ちながら入会金を含む入会のコストを支払えない人を除外する代わりに、ロータリアンとなれる見

込者の枠を広げるべきである。よって、入会金に関するすべての言及を削除することを提案する。

(審議に入る)

(反対) 3140 地区、入会金はクラブ財源に影響を与えるので反対。入会金は入会者の「決意」を明確にする。

(賛成) オーストリア、入会金制度はエリートクラブとみなされる恐れがある。経済力だけが問題ではなく、ロータリアンとしてふさわしい人たちの入会を阻害する。

(反対) パキスタン、多くのクラブが入会金から奉仕活動資金に使っている。入会金がなければ年会費値上げにつながる。入会金が払えないという理由は理解だが、クラブが決めることであろう。

(反対) 5220 地区、クラブ定款でクラブの裁量に既に任されているので適切ではない。

(賛成) 4920 地区、ロータリーをより柔軟にする施策であると考えている。

(反対) 6220 地区、私のクラブで 430 人の大規模クラブである。そのようなクラブはコストが膨大になり、運営資金が必要となる。

(賛成) 3130 地区、120 万人の会員数で停滞している状態を打破する施策の一つと認識しているので賛成である。

(賛成) 入会金は会員増への障害になっている。

(賛成) 退会者を少なくするために、入会時にしっかりとした体制を作らねばならない。従って賛成。

(賛成) 4850 地区、民主的なロータリーを考えるのなら、クラブが独自に入会金を取ることも可能にする手段取る前提で、若い人たちを入会させるために入会金は障害になっている。

※採択に入る。

(採択) 232 対 228 で採択

制提案 16-08 クラブ入会金の規定を改正する件 (撤回)

提案者： 大和中ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 208~209 ページ)。

第 11 条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第 7 条第 4 節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。理事会は独自の裁量により、新会員の入会金納入義務を免除できる。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。(本文終わり)

趣旨および効果

たとえば、銀行等の職業分類に該当する会員は、その職務上 2、3 年で転勤することが一般的である。支店長交代に伴い、新支店長が会員として入会を希望する場合、その会員候補の入会金および前任者支払い済みの該当期間の会費は、免除できるものとしたい。その職務上、豊富な知識と見識を持つ該当会員は、クラブに多くのよい影響をもたらしている。このようなケースは、継続的会員とみなし、クラブ理事会での承認を得て、入会金の免除、および前任者支払い済みの該当期間の会費を免除できることが望ましいと考える。
撤回された

制定案 16-09 クラブ入会金の規定を改正する件（撤回）

提案者：川越ロータリークラブ（日本、第 2570 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 208～209 ページ）。

第 11 条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第 7 条第 4 節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。会員の家族の本クラブ入会が認められた場合、細則に定められた通り、入会金を免除することができる。（本文終わり）

趣旨および効果

標準ロータリークラブ定款第 11 条には、クラブ入会金の納入について規定が記載されている。本制定案は、クラブ会員の入会金に関する特例を会員拡大および事業承継を目的として、家族を会員の在籍中に新規に入会させる場合、特例を設けることを第 11 条に追加するものである。

撤回された。

II. 奉仕部門、ロータリーの目的

制定案 16-10 奉仕の第二部門を改正する件

提案者：第 2840 地区（日本）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202 ページ）。

第 5 条 五大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念

に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリークラブ定款 第 5 条 五大奉仕部門の第 2 項 職業奉仕の定義を改正するものである。ロータリーの五大奉仕部門は、「ロータリークラブの活動の哲学的小および実地的な規準 (philosophical and practical framework)」である。第 2 項以外の他の奉仕部門は、クラブの活動の中で会員がとるべき行動が具体的に示されているが、第 2 項にはそれが示されていない。本制定案は、他の部門の定義との整合をとり、クラブの活動の実地的な基準であることを明確に示すため、会員の役割に、会員がとるべき行動を加えるものである。

(審議に入る)

(賛成) 3020 地区、職業奉仕の定義が明確になっていない現状を改善する意味のある提案と思うので賛成。

(修正動議) 4400 地区、16 - 17 は全ての意味が入っているので 17 をするべきではないか？

(議長) 昨日、審議順番を可決したのでそのまま進行したい。

(反対) 全てのクラブが細かい形で運営するべきではない。

(修正動議) 黄色のカードは文法的な修正と認識しているので、単数から複数に変えるべき。

(セコンド後修正案の審議) 特に意見なし。

(修正案のカード採択) 賛成多数で修正動議が採択された。

(賛成) ロータリーのルーツに戻らねばならない。

(賛成) 会員の目的、つまり奉仕活動に関わる意味で賛成。

(反対) コロンビア、この提案は既に第五条の 2 番目に明記されているので既に含まれているので必要はない。

※終了動議後採択に入る

(修正案採択) 賛成 254 反対 210 で採択

制定案 16-11 奉仕の第三部門を改正する件

提案者： Genova ロータリークラブ (イタリア、第 2032 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 202 ページ)。

第 5 条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質と文化水準を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

趣旨および効果

どんなに豊かな土壌でも耕さなければ実りをもたらさない。人の心も同じである」（セネカ）。「生活の質」という表現をより明確にするため、これは物質的な豊かさだけを指すのではなく、人類文化の遺産を共有することも示すよう、提案した追加部分は必要なものと考えられる。実際に、知識の伝達は、人びとがコミュニケーションを取り合い、協力することを可能にする、非常に優れた手段である。特に、文化水準を上げるということは、人類全体に帰属する遺産を保ち、継承し、人びとに伝えることを意味する。さらに、文化遺産の大部分はすぐに知覚されるもの（視覚芸術、音楽、歌）であることから、文化を伝えることは、未だ私たちを分かち壁を乗り越えるために有効な手段となる。「苦しみは無知によって引き起こされていると信じている。無知が我々を支配するところに真の平和はありえない」（ダライ・ラマ）

（質疑に入る）

（賛成）イタリア 2030 地区、文化は地域の成長に重要なものである。

（修正動議）文化水準という言葉は明確ではない。文化理解水準という言葉にするべき。

（修正案の討議）討議なし。

（修正案のカード採択）反対が多く否決

（賛成）アルゼンチン、モラル的な核はロータリーの基礎であり強く賛成する。

（修正動議）4240 地区、素晴らしい案であり、文化、教育水準に変えるべき。

（修正案の討議）

（反対）6890 地区、教育を追加することは生活に入っているので反対である

（修正案の採択）反対多数の為否決、本動議に入る。

（修正動議）文化水準を水準だけ削除することを提案したい。文化水準

（修正案の討議）

（反対）7210 地区から反対意見があった。

（反対）台湾、文化を変えることにつながるから反対。

（修正案の採択）反対多数で否決

（終了動議後採択に入る）

（採択）賛成 173 反対 280 で否決

制提案 16-12 奉仕の第五部門を除外する件

提案者：第 3662 地区（韓国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202 ページ）。

第 5 条 ~~五~~ 四大奉仕部門

5. ~~奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通~~

~~じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

奉仕部門に青少年奉仕を加えることは、残り4つの部門に内在する基本的哲学と職業分類を侵害し、結果として次のような矛盾を引き起こした。包括的な領域の各分野は、互いに排他的であるべきである。しかし、青少年奉仕の概念は、ほか4つの奉仕部門の概念と重複している。クラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕は空間（領域）によって分類される一方で、青少年奉仕は奉仕の受領者（人の種類）によって分類されるため、5つの奉仕部門の分類において著しい非一貫性が生じている。ロータリーの基本理念（1920年代以後）に関する以前の言明では、ロータリーの6つの目的（綱領）と四大奉仕の間に対となる一致があった。青少年奉仕の追加により、この一致は不可能となり、ロータリーの基本理念における矛盾が生じることとなった。青少年奉仕が奉仕部門に残るとなると、ロータリーには、さらなる奉仕部門の追加に対して反対意見を出す理論的根拠がほとんどなくなるだろう。そのような追加の奉仕部門として、シニア奉仕、母子の奉仕、ポリオ奉仕、その他同様に重要とみなされる分類の奉仕などが考えられる。従って、かつての四大奉仕部門に戻すために、青少年奉仕を除外すべきである。

(審議に入る)

(反対) 2016年に第五奉仕部門が追加されている。ロータリーの理念で青少年への奉仕を実現する上で第五奉仕部門は必要である。

(修正動議) コロンビア、16-14と密接に関連しているので投票するべきではない。

(議長) 順序に従って審議し、もし矛盾した制定案があれば指定審議会で再度審議をするルールになっているので、この制定案を採択する必要があると認識する。

(賛成) 青少年に関わる分野は強調分野であるので賛成。

(反対) ジアイ元会長⇒この案件が採択されれば青少年活動を阻害することになると認識している。青少年とロータリーの関わりの歴史は長く、これからも未来でも必要なる。青少年奉仕をこれからも継続する意味で、削除は「退歩」となる。

(賛成) 韓国3710地区、青少年奉仕部門があるのなら他の4つの部門は青少年活動以外の活動になってしまう。部門として独立させることは他の4部門と性格が違うので削除すべきである。

(反対) オーストラリア、青少年活動に注目することで第五奉仕部門は必要。

(終了動議後採決に入る)

(採択) 賛成 104 反対 365 で否決

制定案 16-13 奉仕の第五部門を改正する件

提案者： 第2060地区（イタリア）直方ロータリークラブ（日本、第2700地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202 ページ）。

第 5 条 五大奉仕部門

奉仕の第五部門である青少年新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

趣旨および効果

本制定案は、標準ロータリークラブ定款を改正し、奉仕の第五部門の名称を「青少年奉仕」から「新世代奉仕」に変更するものである。ロータリー青少年プログラムは、ロータリーの外でも知られるようになり、全世界での評価も高い。強調する必要はないが、続けていく必要がある。主にヨーロッパ、ただし他の国でも、ロータリアンの平均年齢が高まっているが、これは何よりも若い会員を入会させることへの無関心と抵抗のせいである。たとえ職業において高い地位にいらなくても、ロータリアンとなるにふさわしい知識と経験をもつ若い会員や新会員が、ロータリーには必要である。ローターアクトを卒業した職業人や、30～35 歳の職業人は、もはや青少年とは見なされないが、いわゆる新世代に属している。もはや青少年ではないこれらの人びとを、ロータリーは新会員として必要としている。

（質疑に入る）

（賛成）日本、青少年は 12 歳から 25 歳であり、現在は幼児から 30 歳以上の若い人たちとのかかわりが拡大している。したがって新世代の言葉のほう現実いふさわし。

（反対）2013 年規定審議会で採択されたことを確認していただきたい。

（意見）16 - 12 でも討議されたが、2013 年の規定審議会でも同じような討議をするべきである。

（反対）5170 地区、2010 年から議論が続いている。言葉によってニュアンスが変わることを意味している。青少年と新世代の 2 つの言葉の中で、若い会員の獲得という意味では新世代、もってお若い会員は青少年という意味でターゲットをはっきり決めなくてはならない。したがって私は反対。

（賛成）高校を卒業するとユースとは言わない。新世代のほうがふさわしい。

（反対）青少年という言葉は新鮮さをイメージする。青少年がふさわしい。

（反対）過去 3 回の規定審議会でヨーヨーのように扱われた。30～35 歳は新世代ではない。

（賛成）WHO では 18 歳から 30 歳を新世代としている。30 歳以上の人たちも包含されると思う。

（修正案）提案であるが、タイトルとして青少年および新世代に変更をするべきである。

（修正案の審議に入る）

（反対）新世代には青少年が含まれている。新世代にするべき。

(反対) 4年ごとに世代が変化する。16、12、8歳でそれぞれ違う。ロータリーキッズという言葉もある。従って全ての世代を入れるのなら新世代にするべき

(修正案のカードによる採択) 否決された

(反対) RI 理事 (ジェニファージョーンズ)、2013年の決定に従うべき。

(終了動議の後採択に入る)

(採択) 賛成 148 反対 308 により否決された

制定案 16-14 「ロータリーの目的」に新世代のグローバルリーダー育成に関する第5項目を追加する件 (撤回)

提案者： RI 理事会 (2013年規定審議会 制定案 13-64 と 13-65 による) Paranaguá-Rocio ロータリークラブ (ブラジル、第 4730 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133 ページ)。

第 5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世代のグローバルリーダーを育てること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 202 ページ)。

第 5 奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世代のグローバルリーダーを育てること。

趣旨および効果

五大奉仕部門は「ロータリーの目的」に対応している。2010年規定審議会にて第五の奉仕部門として新世代奉仕が導入され、2013年規定審議会ではこれが青少年奉仕に改名されたが、それに応じた「目的」への変更は加えられなかった。本制定案は、国際ロータリー定款と標準ロータリークラブを改正し、第五の奉仕部門に対応する「ロータリーの目的」の第5項目を追加するものである。ロータリアンは、インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)、クラブと地区のプログラムを通じて、青少年および若いリーダーとともに活動している。青少年・若いリーダーとの活動は、ロータリーの基本的な活動および目的であり、強調されるべきである。

制定案 16-15 青少年と若者の奉仕の精神とリーダーシップの育成を含めるために、「ロータリーの目的」に第 5 項目を追加する件

提案者： Pachuca Plata ロータリークラブ (メキシコ、第 4170 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133 ページ)

第 5 青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観

と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202 ページ）
第 5 青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。

趣旨および効果

本制定案は、ロータリアンが若者たちとともにに行っている活動を反映させるものである。「ロータリーの目的」と奉仕部門の相互関係について一貫性を保つことが重要である。奉仕部門が 4 部門だった頃、「目的」も 4 項目から成っていた。現在は 5 つの奉仕部門から成っているので、「目的」も 5 項目とすべきである。こうすることで、ロータリーの現在の哲学がより良く反映される。

（反対）ダクターマン元会長⇒ロータリーの目的と奉仕部門の違いについて意見を述べたい。目的は簡潔なステートメントである。それはロータリーが奉仕をする団体であるということ述べている。ロータリーの目的はクラブ、職業、地域、世界を通じて奉仕をする団体であり、新世代青少年奉仕を追加することに反対していただきたい。むしろ他の立法案の審議をする時間を取るべきである。

（賛成）青少年への取り組みを再確認するために必要と思う。

（反対）ロータリーの礎を変えるべきではない。

（修正動議後採択に入る）

（採択）賛成 49 反対 435 で否決

制定案 16-16 新世代を含めるために「ロータリーの目的」に第 5 項目を追加する件 撤回

提案者：Asuncion Cathedral ロータリークラブ（アルゼンチンおよびパラグアイ、第 4845 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133 ページ）。

第 5 職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き継いでいくこと。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202 ページ）。

第 5 職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き継いでいくこと。

（本文終わり）

趣旨および効果

2010 年規定審議会は、採択制定案 10-87 によって第五の奉仕部門「新世代奉仕」を追加することを決定した。これにより、標準ロータリークラブ定款の第 5 条が改正された。2013 年規定審議会は、採択制定案 13-69 によって第五の奉仕部門の名称を「青少年奉仕」に変更することを決定した。これにより、標準ロータリークラブ定款の第 5 条が再び改正された。RI は第五の奉仕部門を「青少年奉仕」と定め、RI と全ロータリアンにとっての青少

年の重要性を強調している。上記に鑑みると、この奉仕部門に関するロータリーの活動目的を「ロータリーの目的」に含め、ロータリアンにこのことを周知させる必要がある本立法案は、RI 定款と標準ロータリークラブ定款における第五奉仕部門の脱落を修正しようとするものである。

撤回

制定案 16-17 「ロータリーの目的」を改正する件

提案者： La Crosse ロータリークラブ（米国、第 6250 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133 ページ）。

（目的の全面改正提案）

ロータリーの目的は、親睦を通じて奉仕の理念を培うこと；あらゆる言行において高い倫理基準を求め、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、各ロータリアンの職業は社会に奉仕する機会であると理解すること；人生のあらゆる面において奉仕の理念を实践するようロータリアンに奨励すること；奉仕の理念で結ばれた人々と組織が、世界的親睦を通じて、国際理解、親善、平和を推進することである。

（標準ロータリークラブ定款第四条目的も同上文章に改正を提案）

趣旨および効果

「ロータリーの目的」は、国際ロータリーの基礎を成す文書である。全ロータリアンは、ロータリーの標語「超我の奉仕」、言行の指針となる「四つのテスト」、ロータリーの 5 つの中核的価値観（親睦、リーダーシップ、高潔性、多様性、奉仕）に直接かかわる「ロータリーの目的」を理解し、精通すべきである。

「ロータリーの目的」の文言修正により、会員資格に関する最近の規定審議会の決定を表した RI 定款第 5 条第 2 節 (a) と一致したものとなる。現行の「ロータリーの目的」はロータリー初期に書かれたものであり、その文言と文章構造は習得が難しい。「ロータリーの目的」を簡潔な文言で言い換えることは、ロータリアンとしての目的の本質の幅広い理解に役立つ。

（意見）理事会へ付託をお願いしたい。

（採決）カード方式で賛成多数の為、理事会付託となった。

理事会付託

16-18 「ロータリーの目的」を改正する件

提案者： Belconnen ロータリークラブ（オーストラリア、第 9710 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133 ページ）。

（廃止部分と追加部分のみ掲載）

第 2 職業上のとボランティア奉仕における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、仕事とボランティア奉仕の両方を通じて社会に奉仕する機会として、ロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人とボランティアが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202 ページ）。

（同じ内容なので略）

趣旨および効果

世界中の地域社会では職業人がボランティアとして価値ある職業奉仕を実践している。この制定案は、こうした世界共通の職業的活動を認識するために、RI 定款と標準ロータリークラブ定款に記載されている「ロータリーの目的」を改正するものである。この制定案はまた、第 2 項目の改正によって、正規の仕事に就かないロータリアンおよびロータリアン見込者の割合が大きく増え続けていることを認め、第 3 項目との関連性を強めるものである。

（賛成）ボランティアに取り組んでいる人達を認識するべき。

（反対）ルーツに関わる問題であり、同じように理事会に付託するべきである。

（付託に関する採択）賛成が多く付託となった。

理事会へ付託

16-19 「ロータリーの目的」を改正する件（撤回）

提案者：Church & Oswaldtwistle ロータリークラブ（英国、第 1190 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133 ページ）。

第 4 条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として社会への奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第 1 知り合いを広めることによって奉仕好ましい協力の機会をもたらすために、人々のつながりを広げるとすること；

第 2 職業上の人生における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活キャリアにおいて、日々、奉仕の理念を実践すること；

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人地域志向の人びとが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

標準ロータリークラブ定款も同じ内容なので略

趣旨および効果

節全体が長く、意欲を鼓舞するものではなく、ロータリーの目的は何かを明確に理解できるものとなっていない。私たちには、世界全体がロータリーとその目標をより良く理解できるようにする責任がある

16-20 「ロータリーの目的」を改正する件

提案者：川口西ロータリークラブ（日本、第 2770 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133 ページ）。

（変更点のみ掲載）

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人と地域社会のリーダーが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

（標準ロータリークラブ定款変更は同じ変更内容なので略）

趣旨および効果

ロータリーは会員資格として「地域社会のリーダー」を認めており、RI 定款第 4 条第 4 項および標準ロータリークラブ定款第 4 条第 4 項の国際奉仕を示すロータリアンの表現に「地域社会のリーダー」の文言を入れ、「国際ロータリーの使命」の定義との整合性を図るべきである。定款の目的に表記されることにより当該職業分類の会員の拡大が期待できる。

（質疑に入る）

（意見）これまでの審議で理事会付託をお願いしたい。

（理事会付託への採択）多数決の結果理事会付託となった。

理事会付託

III. クラブ例会

16-21 クラブ例会と出席に柔軟性を認める件

提案者：RI 理事会、第 5450 地区（米国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203 ページ）。

第 6 条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 7 条第 1 節、第 10 条第 1、2、3、4、5 節、第 13 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

趣旨及び効果

本制定案は、標準ロータリークラブ定款の新しい第 7 条（現在の第 6 条）、第 10 条（現在の第 9 条）、第 13 条（現在の第 12 条）の例外を認め、各ロータリークラブの細則で例会頻度と出席に関する規定を定めるようクラブに柔軟性を与えるものである。

クラブには以下のオプションが与えられるようになる。

- ・クラブがいつ、どのくらいの頻度で例会を開くか決める。

- ・適切な出席要件を定める。
- ・欠席による終結の方針を修正または削除する。

このような柔軟性がないと、ロータリーでは今後、会員基盤の縮小と高齢化が続く可能性があり、会員減少に歯止めをかけられなくなるほど極端な会員構成となる可能性がある。

(質疑に入る)

(進行についての意見発表) 1990 地区、投票の機械の 20~30%が機能していない現実があるので、是非、再投票することを検討いただきたい。

(議長) 16-21 を先行させる。

(修正動議) 毎月少なくとも 2 回例会を開催するを追加することを提案したい。

(修正動議への賛成意見) ジョンブラウント (元 RI 理事)

クラブのサポートと強化とクラブの自主性と主体性の尊重を両立することが大事である、またロータリーの中核的価値観を維持しながら少なくとも例会を維持することを確保する多面である。なぜなら、修正前の立法案は年に 1 回の例会でも可能になるのは極端に過ぎる。

(賛成) ロンジャーム会長エレクト⇒理事会として支持したい。

(反対) この立法案のアイデアは柔軟性を与えることであり、毎月 2 回の例会を「強制」してはいけないと思う。クラブの事情にあった例会の確保をさせる柔軟性を維持すべきである。

(意見) この立法案は 3 分の 2 以上の賛成が必要なのでは？

(定款細則委員会) RI 細則に準拠する。(過半数投票)

(賛成) ロータリーの例会は親睦をはじめとしたクラブ会員が集まり活動をする前提で動いているので、明確に 2 回以上の例会を開催することに問題はないと考える。柔軟性は「なんでも OK」を許すものではない。

(意見) 試験的プログラムとの整合性はどうなのか？

(事務総長) 試験的プログラムは成功裏に継続されている。

(修正案への賛成意見) アルゼンチン、ロータリーの未来を考えるのなら変化を恐れてはいけない。

クラブの多くは例会を開催していない。長期のパケーションで 2 か月例会を開催しないクラブが重存在している。

(反対) この修正案は他の奉仕団体を同じことになる。ライオンズは月 2 回の例会をしているが会員数は増加していない。ロータリーは今までの例会を維持すべき。

(賛成) 完全なる自由よりも何らかの制限をすることが大事である。

(修正動議の終了動議を受けて修正動議の採択)

(修正動議のカードによる採択) 賛成が多く採択された。

(修正案に基づく審議に入る) 最低月 2 回に関しての審議

(質問) 出席率はどうなるのか？ (報告義務があるのか)

(定款細則委員会) 標準ロータリークラブ定款第9条でこの修正案が採択された場合でも変化はない。

(賛成) 入会を促進することになるので賛成。

(反対) 日本、個別ではなく包括的に変え、クラブに任せる事は、上位規定を下位規定で例外を射止めることは問題があると認識している。英米法とドイツ法での違いがあろうとも、試験的プログラムで来年6月30日まで実施される中で、その結論を待たずにCOLで決定することに反対。

(賛成) 毎週の例会を維持しようとしているクラブには全く関係の無い議案であり、新しいクラブが今後どのように「選択」をするかが問題であり、柔軟性を持たせる事によってクラブの活力を拡大することができるので賛成である。

(反対) これまで築いてきた価値は「例会」を通して信頼関係、キズナを深めてきた。例会を毎週開催するべきである。

(賛成) 16-21が採択されなければロータリーの未来が危うくなる。試験的プログラムの結果は柔軟性を与えることで、会員の拡大に寄与する結果になっている。地域によってふさわしい例会の開催頻度を実現する柔軟性を与えるべき。

(反対) ドイツ、修正案で例会頻度が追加されたことは認められない。本来の立法案にするべき。

(賛成) フィンランド、変化をすることでよりよくなるために賛成である。ポールハリスも変化への対応を言及している。

(反対) ブラジル、例会の数がすくなくなる事で問題は、会員がクラブの状況を知る機会がすくなくなる。他の会員との交流を通じて学ぶ機会がすくなくなることも問題。

(賛成) ビルボイド元会長、クラブの活力が減退していることが今日のロータリーの最大の課題である。若い人たちがクラブに入会をしなければロータリーは消滅する。若い人たちにはより柔軟性を持った例会開催をするべきであり、この修正案に私は賛成である。

(一時間にわたる審議の後、採択に入る)

(修正制定案の採択) 賛成 392 反対 82 で採択

16-22 ~~クラブ例会の構造決定に柔軟性を与えることを認める件~~ (撤回)

クラブ例会の構造決定に柔軟性を与えることを認める件

提案者： Carson City ロータリークラブ (米国、第5190地区) Grass Valley ロータリークラブ (米国、第5190地区) 第5950地区 (米国) Holmen Area ロータリークラブ (米国、第6250地区) 第9520地区 (オーストラリア)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。第6条 (『手続要覧』第202~203ページ)

(第 6 条のうち 1 つを選択する) 第 6 条 会合 第 1 節 ? 例会。

(a) ~~日および時間~~。本クラブは、毎週 1 回、会員の参加と関与を奨励するために細則に定められた日および時間に通りに、定期の会合を開かなければならない。このような会合には、~~クラブの奉仕プロジェクト、またはクラブが後援する地域行事、または理事会によって承認された会合を含めることができる。~~

(b) ~~会合の変更~~。正当な理由がある場合は、理事会は、適切と認めるときは、~~時として~~、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更または取りやめるすることができる。

(c) ~~取消~~。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、~~例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。~~

(d) (b) 衛星クラブの例会（該当する場合）。（以下省略）

趣旨および効果

本制定案は、クラブ例会を同じ曜日と時間に開催しなければならないという条件を削除することにより、例会を構成する上での柔軟性をクラブに与えようとするものである。本制定案によって、クラブは会員にとって都合のよい時間に例会を行うことができる。奉仕プロジェクトまたはクラブが後援する行事が例会の代わりとして認められ、この変更は、会員の参加と関与を促すとともに、ロータリークラブ入会への障壁をできるだけなくすことを目的としている。また、例会に最低 60%出席しなければならないという要件を廃止することにより、クラブの自主性がさらに生まれ、会員のニーズをより満たすことができる。

16-23 例会スケジュールの選択に関してクラブに柔軟性を認める件（撤回）

提案者：第 5550 地区（カナダ）Bega ロータリークラブ（オーストラリア、第 9710 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 201 ページ）。

（主要部分のみ抜粋）第 1 節 例会。

(a) ~~日および時間~~例会スケジュール。本クラブは、~~毎週 1 回~~、細則に定められた頻度、日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

趣旨および効果

本制定案は、週 1 回の例会をクラブに義務づける規定を改正し、例会スケジュールを選ぶ柔軟性をクラブに与えるために、標準ロータリークラブ定款を改正するものである。この改正により、クラブは引き続き毎週に会合を開くか、あるいは週一回よりも多いか少ない頻度で（ただし一定の間隔で定期的に）会合を開くことができる。

16-24 クラブ例会を少なくとも月2回と定める件（撤回）

提案者： Fordingbridge ロータリークラブ（英国、第 1110 地区）初め 12 地区から提案

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203 ページ）。

第 6 条 会合 第 1 節 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、毎週1回毎月少なくとも2回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

趣旨及び効果

現代社会で仕事をする人にとって、時間は最も貴重なものの一つである。勤務時間も柔軟になりつつある現在、多くの若いロータリアン候補者は単純に、毎週例会に出席する時間がない。この制定案は、新モデルの試験クラブが過去 6 年間享受してきた自由をほかのすべてのクラブにも提供し、月 2 回の例会というオプションを認めることでクラブが現代社会に真に適応できるようにするものである。ただし、現状維持を選ぶクラブはその通りにする 1 自由もある。本制定案は規制的なものではなく、単に、希望するクラブには月 2 回の例会というオプションを与えるものである。

16-25 クラブ例会を少なくとも月2回と定める件（撤回）

提案者： Totnes ロータリークラブ（英国、第 1170 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203 ページ）。

第 6 条 会合 第 1 節 ? 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に会員の文化と要望に最もよく合うようクラブが決めた頻度で毎月、定期の会合を開かなければならない。ただし、毎月少なくとも2回は、細則に定められた日および時間に会合を開くことを条件とする。

趣旨及び効果

会員数が 26 名にまで減少していた。試験的プログラムにおいて例会頻度を 2 週間ごとと変えたところ、会員数が徐々に増えて 50 名以上となり、平均年齢も下がった。これは、2013 年規定審議会で発表された試験的プログラムに関する報告書で RI が示した結果に沿うものである。特に若い会員を勧誘しようとするならば、この問題に取り組む必要がある。

撤回された。

16-26 例会取消の規定を改正する件

提案者： Altrincham ロータリークラブ（英国、第 1285 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202～203 ページ）

第 6 条 会合

第 1 節 例会。

(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、

趣旨および効果

RIBI の多くのクラブは祝日のある週に例会を開かないのが慣行である。例えば、英国では月曜日が祝日となっている週が 4 週あるが、毎週火曜日に例会を開くクラブもその週に例会を開いていない。本制定案は、祝日の含まれる週に例会を取りやめることを認め、既存の慣行を正規のものとし、クラブの予定計画にさらなる柔軟性を与えるものである。

(意見) クラブの柔軟性の審議が採択されたので、理事会付託あるいは撤回する必要がある。

(理事会付託へのカード方式採択) 反対が多数で否決

(修正動議) クラブ理事会は少なくとも月 2 回以上開催しなければならないと修正を提案する。

(定款細則委員会) 16-21 が可決されたことによって、この立法案では可能になったと判断する。

(意見) 月 2 回開催が決定した前提で、クラブは最低 2 回例会開催をしなければならないのか？

(定款細則委員会) 曜日を変更してクラブ理事会は例会を開催することが出来るので問題はないと思う。

(終了動議の後採択)

(採択) 賛成 272 反対 222 の結果採択

16-36 会員身分と職業分類に柔軟性を認める件 (修正案)

提案者： RI 理事会, 5450 地区

国際ロータリー定款細則を次のように改正する—(『手続要覧』第 134 ページ)—

第 4-5 条 会員

第 3 節 ? 会員身分と職業分類に関する規定の例外。クラブは、本条第 2 節 (b) に従わない、会員身分に関する規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 143 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.110. 会員身分に関する規定の例外

クラブは、本細則の第 4.010. 節および第 4.030. 節～第 4.060. 節に従わない規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 205 ページ）。

第 9 条 会員身分と職業分類に関する規定の例外

本定款の第 7 条第 2 節と第 4～9 節および第 8 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

趣旨および効果

本制定案は、クラブ細則の中で会員の職業分類システムを削除または修正したり、会員身分に関する規定の一部を修正できるよう、個々のロータリークラブに柔軟性を与えることを目的としている。入会資格の目的としては完全に削除、または、より厳格または緩やかなものへの変更のいずれかを選ぶ柔軟性をクラブに与えるものである。

そのような柔軟性の例には以下が含まれるであろう：

~~職業分類の制度を廃止し、~~各々の地域社会にふさわしい基準に基づいて、またクラブの戦略的ビジョンに沿って、優れた資質を持つ人の入会を検討できるようにする。

クラブの入会基準を満たすローターアクターが、ローターアクトクラブにおける会員身分を維持すると同時に、ロータリークラブに入会することを認めるようにする。

※RI 理事会から事前に修正されて提案がなされた

その内容は、表題の「職業分類」が削除され、会員身分の柔軟性のみの制定案となっている。

(賛成) 私は 3 世代目のロータリアンである。柔軟性を持たせる事で

(質問) 東京、修正案の 7 行目、国際ロータリー細則 40-10 で正会員と名誉会員の 2 種類であるが、国際ロータリー定款第五条第 3 節と矛盾することになるのかどうかである。クラブ定款で会員身分が家族会員、準会員を認めてよいことになるのか？

(定款細則委員会) 正会員の下にサブカテゴリーを追加することで国際ロータリー定款、細則に矛盾がなくなると考えている。

(反対) 4500 地区、弁護士だけのクラブやエンジニアだけのクラブが可能になるので反対する。

(賛成) 様々な会員身分を持っている組織は活力を維持している。

(反対) 3060 地区、職業分類を弱めることはロータリーの基本を損なう事になる。一つの職業分類のクラブでは多様性を失うことになる。

(賛成) 3282 地区、決議案 23-34 はクラブの自主性を強く訴えている。時代の変化への対応と原則を変化させない手法として、「自主性」を確保する手法としてこの制定案には賛成である。

(反対) ブラジル、ロータリーは親睦団体である。同業者が多いと喧嘩等で退会者が多くなるので反対。

(反対) 職業分類制度を持っているのがロータリーであり、他の団体とは違う。

(意見) 3060 地区、職業分類を無くす提案ではないことを確認したい。

(定款細則委員会) その通りである

※終了動議により採択に入る

(採択) 賛成 386 反対 75 で採択された。

4月12日（COL 2日目）

IV. 出席

A. 出席規定

16-27 出席規定を改正する件撤回

提案者：第2320地区（スウェーデン）を初め8地区から提案

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第143ページ）。

第4条 クラブの会員身分 **4.090.** 出席報告

~~各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。~~

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する

⇒クラブの出席要件のすべてを削除する代わりに、クラブ細則に参加の義務を記載する内容となっている。

趣旨及び効果

本制定案は、クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、プロジェクト、行事、活動への出席および（または）参加の義務について細則に記載することにより、クラブの出席要件を改正するものである。本制定案により、会員の維持と勧誘においてクラブにさらなる自治権が与えられる。

16-28 出席規定を改正する件（撤回）

提案者：第9455地区（オーストラリア）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第143ページ）。

第4条 クラブの会員身分 **4.090.** ~~出席報告~~

~~各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。~~

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。（主なもののみ）

第9条 出席と参加

第4節 — 終結 — 欠席または不参加。

趣旨および効果

クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、プロジェクト、行事、活動への出席および（または）参加の義務について細則に記載することにより、クラブの出席要件を改正するものである。

16-29 出席規定を改正する件撤回

提案者： 第 2370 地区（スウェーデン） 第 2400 地区（スウェーデン）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。第 9 条（『手続要覧』第 205—207 ページ）

第 9 条 出席および参加第 1 節 一般規定。

各会員は本クラブの例会に出席、および（または）細則で定められている要件と一致するクラブのプロジェクト、行事、活動に参加すべきものとする。RI 役員とロータリー財団管理委員は、出席および（または）参加の要件を免除されるものとする。

（以下省略）

趣旨及び効果

若い会員を勧誘する必要があるのであれば、これらの年齢層の人たちの文化に見合うように出席要件を改正する必要がある。本制定案は、会員のクラブへの従事を評価するために、出席、参加、またはその両方を重視する選択肢をクラブに与える。

16-30 直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件

提案者： 第 1800 地区（ドイツ） 第 1850 地区（ドイツ） 第 1860 地区（ドイツ） 第 1870 地区（ドイツ） 第 1880 地区（ドイツ）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 202—203 ページ）。

第 6 条 会合 第 1 節 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、直接顔を合わせて定期の会合を開かなければならないものとする。本クラブはまた、この方法では例会に出席できない会員のために、オンライン例会を手配するか、またはオンラインでつながる方法を提供することもできる。

第 6 条 会合（E クラブ）

第 1 節 一 例会。

(a) 日。本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せるか、または顔を合わせて例会を開くことによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。

（以下省略）

趣旨および効果

E クラブではオンラインでのコミュニケーションがその基本となっている。よって従来型のクラブでも、オンラインでの参加に必要な技術インフラが設置されている場合は、オンラインによる参加も通常の出席として数えられるべきである。ドイツでは、E クラブも直接の会合を定期的に行っている。E クラブでのこれらの会合も例会とみなされ、その出席

は例会への出席とみなされるべきである。全体として、顔を合わせる例会とオンライン例会をどのような比率で開くかは、クラブの決定に委ねるのが理にかなっている。

(審議に入る)

(賛成) アルゼンチン、革新性を確保するうえで賛成である。この制定案により E クラブは若い人たちが参加することを奨励しているのでより拡大することが出来る。

(修正案) 1630 地区、月 2 回を上限とするオンライン例会に制限にすることを提案。

(議長) 大きな変更への提案なので却下。

(採択) 賛成 322 反対 188 で採択

16-31 出席規定を改正する件撤回

提案者： Paris Nord ロータリークラブ (フランス、第 1770 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205 ページ)。

第 9 条 出席第 1 節 一般規定。

各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている存在する場合は本クラブの衛星クラブの例会に出席し、本これらのクラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。

趣旨および効果

衛星クラブはある時点で通常のロータリークラブとなる目的で作られている。よって、その時期が来たときに移行しやすいよう、衛星クラブも最初からロータリークラブと同様の運営規則を持っていたほうが有用である。

B. メークアップと出席免除

16-32 欠席のメークアップに関する規定を改正する件

提案者： Greece ロータリークラブ (米国、第 7120 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205—206 ページ)。

第 9 条 出席

(a) 例会の前後 14 日間。同じロータリー年度内。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内同じロータリー年度内に、

趣旨及び効果

クラブは、年度を通じて、シンプルな表 (紙または電子ファイルのいずれも) を使って出席のメークアップを手早く記録できる。また、大半のクラブで 1 カ月あたり複数回のメークアップの機会を設けているが、メークアップができる機会が少ない時期に備えて会員が出席 (参加) を記録し、蓄えておけることは至極公平なことである。

(審議に入る)

(賛成) 3250 地区、柔軟性を与える意味で賛成

(修正案) 9630 地区、14 日間もしくは年度内に変更を提案したい。

(議長) 矛盾がある提案なので却下となる
(採択) 賛成 241 反対 250 にて否決された

16-33 長期の欠席に関する規定を改正する件撤回

提案者：Bruay-La Buissière ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 207 ページ)。

第 9 条 出席第 2 節 転勤による長期の欠席。

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。それが不可能な場合、会員はあらゆる通信手段を用いて所属クラブの例会に参加することができる。

趣旨および効果

本制定案は、転勤先で長期にわたって仕事に従事し、かつ地元のロータリークラブに入会できないロータリアンが、いかなる通信手段を用いても、転勤先から所属ロータリークラブの例会に参加することを認めようとするものである。

16-34 出席免除の規定を改正する件

提案者：Skellefteå ロータリークラブ (スウェーデン、第 2320 地区) 初め 7 地区

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 207 ページ)。

第 3 節 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由からあるいは子どもの誕生、養子縁組あるいは里親になることにより 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

趣旨及び効果

家族ができると、若い会員は往々にして仕事および家庭生活とロータリーの出席義務を両立することが困難だと感じる。出席規定の厳密な適用は、多くの場合、母親または父親がロータリーを去る結果を生む。ロータリーは、男女ともに仕事し、ロータリーに入会し、国により育児休暇の期間が異なる社会の流れに合わせる必要がある。

(採択) 賛成 395 反対 97 にて採択

16-35 出席免除の規定を改正する件

提案者：和光ロータリークラブ (日本、第 2570 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 207 ページ)。

第 3 節 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

趣旨および効果

仮に 85 歳の入会者がいた場合、この入会者は出席規定の免除の該当者であり、出席規定の免除の申請が行われ、承認された場合、この入会者は、入会直後といえども出席規定の免除の適用者となるとともに、実質的なロータリー活動が停止する可能性がある。このようなことを避ける為、規定にロータリー歴として 20 年を追加するものである。

(採択) 賛成 334 反対 170 にて採択された

V. 会員

16-36 会員身分と職業分類に柔軟性を認める件 (修正案) 撤回

提案者： RI 理事会, 5450 地区

国際ロータリー定款細則を次のように改正する (『手続要覧』第 134 ページ)。

第 4 5 条 会員

~~第 3 節 ? 会員身分と職業分類に関する規定の例外。クラブは、本条第 2 節 (b) に従わない、会員身分に関する規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。~~

~~さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 143 ページ)。~~

第 4 条 クラブの会員身分

4.110. 会員身分に関する規定の例外

クラブは、本細則の第 4.010. 節および第 4.030. 節—第 4.060. 節に従わない規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205 ページ)。

第 9 条 会員身分と職業分類に関する規定の例外

本定款の第 7 条第 2 節と第 4-9 節および第 8 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

趣旨および効果

本制定案は、クラブ細則の中で会員の職業分類システムを削除または修正したり、会員身分に関する規定の一部を修正できるよう、個々のロータリークラブに柔軟性を与えることを目的としている。入会資格の目的としては完全に削除、または、より厳格または緩やかなものへの変更のいずれかを選ぶ柔軟性をクラブに与えるものである。

そのような柔軟性の例には以下が含まれるであろう：

~~職業分類の制度を廃止し、~~各々の地域社会にふさわしい基準に基づいて、またクラブの戦略的ビジョンに沿って、優れた資質を持つ人の入会を検討できるようにする。

クラブの入会基準を満たすローターアクターが、ローターアクトクラブにおける会員身分を維持すると同時に、ロータリークラブに入会することを認めるようにする。

※RI 理事会から事前に修正されて提案がなされた

その内容は、表題の「職業分類」が削除され、会員身分の柔軟性のみの制定案となっている。

(賛成) 私は3世代目のロータリアンである。柔軟性を持たせる事で

(質問) 東京、修正案の7行目、国際ロータリー細則40-10で正会員と名誉会員の2種類であるが、国際ロータリー定款第五条第3節と矛盾することになるのかどうかである。クラブ定款で会員身分が家族会員、準会員を認めてよいことになるのか？

(定款細則委員会) 正会員の下にサブカテゴリーを追加することで国際ロータリー定款、細則に矛盾がなくなると考えている。

(反対) 4500地区、弁護士だけのクラブやエンジニアだけのクラブが可能になるので反対する。

(賛成) 様々な会員身分を持っている組織は活力を維持している。

(反対) 3060地区、職業分類を弱めることはロータリーの基本を損なう事になる。一つの職業分類のクラブでは多様性を失うことになる。

(賛成) 3282地区、決議案23-34はクラブの自主性を強く訴えている。時代の変化への対応と原則を変化させない手法として、「自主性」を確保する手法としてこの制定案には賛成である。

(反対) ブラジル、ロータリーは親睦団体である。同業者が多いと喧嘩等で退会者が多くなるので反対。

(反対) 職業分類制度を持っているのがロータリーであり、他の団体とは違う。

(意見) 3060地区、職業分類を無くす提案ではないことを確認したい。

(定款細則委員会) その通りである

※終了動議により採択に入る

(採択) 賛成 386 反対 75 で採択された。

16-37 会員身分の柔軟性を認める件撤回

提案者：第5450地区(米国)

国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第134ページ)。

第5条 会員第3節? 定款および細則の承認。

RI 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって本定款と RI 細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。クラブは、本定款の第 5 条第 2 節 (b) と一致しない会員に関する規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

(以下省略) 撤回

16-38 会員身分の規定を変更する件

提案者： United Services ロータリーE クラブ (米国、San Diego、第 5340 地区)

第 9520 地区 (オーストラリア) Cambridge ロータリークラブ (ニュージーランド、第 9930 地区)

Wanaka ロータリークラブ (ニュージーランド、第 9980 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133-134 ページ)。

第 5 条 会員第 2 節クラブの構成。

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および (または) 地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および (または) 地域社会でよい評判を受けており、地域社会および (または) 世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

以下のすべてを削除

(※全てが削除されれば、会員身分の制限は基本的に無くなることを意味する)

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (203 ページ)

第 7 条 会員身分

第 1 節 一 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および (または) 地域社会において良い世評を受けている者善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および (または) 地域社会でよい評判を受けており、地域社会および (または) 世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

趣旨および効果

ロータリークラブの構成およびクラブ会員資格に関する規定を変更することにより、ロータリーが会員を維持し、新世代を引き付ける力を高めることを目的としている。ロータリアンの定義を簡潔にし、クラブ理事会がより柔軟に会員を選べるようにするものである。さらに、地域社会における業種、職業、地域団体の構成をクラブの会員構成に反映させるよう奨励することにより、職業分類のバランスを引き続き重視している。本制定案は、クラブによる自主性を強化し、会員維持および勧誘を助長するものである。

(質疑に入る)

(賛成) 9930 地区、共同提案地区である。排他的な表現ではなく、シンプルにすることにより会員増加が可能になる。

(質問) 成人の定義を確認したい。(アダルトパーソンの定義)

(定款細則委員会) RI 定款第五条に定義されている。

(修正動議) 世界において奉仕する意欲のある人を
世界において奉仕する意欲のある男女に変更を動議する。

(議長) 修正動議を受け入れる。

(反対) 男女関係なくするべきである。

(反対) 昨日可決された立法案でパーソンズの表現があったことに矛盾するので反対。

(反対) 1150 地区、パーソンズは男女以外にトランスジェンダーズも入るので反対である。

(修正動議の採択) 賛成少数の結果、否決された。

(本動議の審議に戻る)

(修正動議) 英語での男女表現のある文章を IT に変更を提案したい。

(修正動議) 同上を THEY に変更を…

(定款細則委員会) 修正動議を受け入れる。

外国語の文言の議論であるので議事を省略。

(質問) E クラブに影響はないのか？

(定款細則委員会) 影響はないと判断する。

(修正動議のカード方式採択) 僅差なので電子投票に変更⇒賛成 287 反対 223 で可決

(反対) この制定案は「誰でも入会できる」ことになる。従ってロータリーでなくなる。

(採択に入る) 賛成 426 反対 85 で採択された。!

結果的に成人なら、世評と本人の意欲があればだれでも会員となることが出来るようになった。

16-39 学友の会員に関する規定を改正する件撤回

提案者： 東京多摩川ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133-134 ページ)。

第 5 条 会員第 2 節 クラブの構成

(5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 205 ページ)

第 8 条 職業分類第 2 節 制限の中であるいは RI 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

趣旨および効果

本制定案は、RI 理事会とロータリー財団管理委員会が定める学友の定義に沿って、RI 定款と標準ロータリークラブ定款を更新するものである。理事会および管理委員会は、2014 年 1 月、ロータリー財団プログラムの元参加者に限定せず、すべてのロータリープログラムの元参加者を学友に含めるべく、学友の定義を拡大することに同意した。これにより、ロータリークラブに入会するための資格を有する会員候補者も拡大する。

16-40 ローターアクターが正会員となることを認める件

RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133-134 ページ）

第 5 条 会員第 2 節 クラブの構成。

または (5) 理事会によって定義されている ローターアクターまたはロータリー財団学友 であること（以下省略）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 143 ページ）。

第 4 条 クラブの会員身分

4. 040. 二重会員

当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。~~また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。~~

第 8 条 職業分類第二節にローターアクターが追加。

趣旨および効果

本制定案は、ローターアクターにロータリークラブ会員となる資格を明確に与えるものであり、RI への参加を望むローターアクターにロータリークラブ会員への道を開くものである。この改正は、ローターアクトでのリーダーシップや奉仕プロジェクトを通じて、最高で 12 年間のロータリー経験を有する場合もあるローターアクターの特別なスキルを認識するものである。本制定案の効果は、ローターアクターと RI の関係を強め、ローターアクターの取り組みと RI の両方を強化することである。また、参加者は、ロータリークラブとローターアクトクラブに同時に所属できるようになる。

（賛成） 7270 地区、

（質問） 1060 地区、16 - 36 が採択された中にローターアクターが承認されたので矛盾がある。

（議長） その通りである。提案者に修正を検討いただきたい。

（議長） 木曜日の休憩の後に再審議することに決定した。11 時

16-41 仕事をしたことがない人が会員となることを禁じるよう、会員基準を改正する件

熊谷東ロータリークラブ（第 2570 地区）大阪北ロータリークラブ（第 2660 地区）福岡平成ロータリークラブ（第 2700 地区）東京品川中央ロータリークラブ（第 2750 地区）他フランス 6 地区から提案。

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133-134 ページ）

第 5 条 会員第 2 節 クラブの構成

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。（中略）

(6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること。

趣旨および効果

RI 定款第 5 条第 2 節 (a) によると、「クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする」。これらの特徴は、ロータリーおよびロータリークラブの歴史的土台を反映し、すべての会員によって共有されるものである。これらは当初より、多数のロータリアンの増強、勧誘、維持において原動力となってきた。同じく第 5 条の下部項目である第 2 節

(a) (b) は、ロータリアンの協定を根本的に変えるものであり、職業分類の原則 (2013 年『手続要覧』第 9 ページ) と相容れないものである。

(賛成) 日本、職業分類に準じた会員構成を尊重することでの賛成意見があった。

(意見) 16 - 36 は有効なのか？

(議長) 16-36 は可決されたが、影響はないと判断する。

(意見) 41、42、43 は一緒に討議してほしい。

(議長) それはできない。

(意見) 16 - 38 の可決によって保留するべきである。

(議長) 手続規則の延期項目がある。参照願いたい。

(延期に対する賛否) 賛成多数により延期されることになった。

16-42 会員資格に関する規定を改正する件撤回

新潟南ロータリークラブ（日本、第 2560 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133-134 ページ）。

第 5 条 会員

第 2 節 クラブの構成

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

(b) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること以前のクラブの構成要件により入会し、現在も会員であること。

趣旨および効果

理由の如何に関わらず、過去に職業奉仕の経験のない人、または、今後もその機会のない人が、クラブの会員として構成されることは、RI 定款、第 4 条のロータリーの目的の最も重要な要素である「職業奉仕の実践」ができない人、または、したことがない人が構成されることとなり、ロータリーの目的を遂行できないものとする。

16-43 会員資格に関する規定を改正する件撤回

Rugby ロータリークラブ (英国、第 1060 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133-134 ページ)

第 5 条会員 第 2 節 ?クラブの構成。

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および (または) 地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

以下 (1) - (4) を削除して新たに

- (1) 働いている、または退職していること。または、
~~(2) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、~~
~~(3) 障害があるため、または子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人であること。~~
(4) 地域社会への参加を通じて、奉仕とロータリーの目的への献身を示してきたこと。

趣旨および効果

一部の国で求められている公正さと多様性に関する方針の目的との整合性を取るために、唯一、重要かつ必要なものとして考慮すべきなのは、会員が善良であり、クラブの見解において奉仕に献身し、ロータリーの目的を支える資質があるとみなされることであると、当クラブは考える。

16-44 クラブの構成に関する規定を改正する件

Mumbai Dahisar ロータリークラブ (インド、第 3140 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133-134 ページ)

第 5 条会員第 2 節?クラブの構成

(6) 主婦・主夫として子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人であること。

趣旨および効果

新たな職業分類として主婦・主夫を受け入れるべきである。主婦・主夫は、第 2 節の

(a) (6) 項の通り、ロータリーが言明するクラブ正会員の要件と調和する。

発表者は 16-44 の延期を要請した。

(意見) 不特定後日に延期を要請した

(賛否) 賛成多数で延期となった。

16-45 「準会員」の新しい会員の種類を設ける件

Rancho Cordova ロータリークラブ (米国、第 5180 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 133-134 ページ)

第 5 条会員第 2 節 クラブの構成。

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および (または) 地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員および準会員によって構成されるものとする。

国際ロータリー細則の追加

4.060. 準会員

年齢 35 歳までの成人は、準会員として入会できる。準会員は人頭分担金の半額を支払うものとする。準会員は RI または地区の選挙に参加する資格はないものとし、準会員の人数は、投票のためのクラブまたは地区全体の会員数に算入されないものとする。正会員としての要件を満たしてしている限り、35 歳に達した準会員の会員身分は、自動的に正会員へと変更されるものとする。準会員は、正会員が有する上記以外の特典のすべてを受ける資格があるものとする。いかなる人も同時に正会員および準会員となることはできないものとする。

標準ロータリークラブ定款の変更は同じなので省略

趣旨および効果

ロータリークラブは、若い会員に入会してもらうために、もっと手の届きやすい金額の会費と要件を設ける柔軟性が必要である。本制定案は、ロータリーの会員種類として、正会員と名誉会員に加え、準会員を追加するものである。比較的キャリア早期にある若い会員候補者にとっては、経済的な計らいと例会の柔軟性が重要であることを、ロータリーは認識する必要がある。

(審議に入る)

(質問) 年齢の制限をどう評価するのか? 差別なのではないか?

(定款細則委員会) ある種類のメンバー制度なので違反はないと判断する。

(意見) 16-38 が採択されたので、修正が必要ではないか。

(修正動議) 年齢部分を変更願いたい。28 歳から 35 歳に変更。

(修正案の賛否) 反対多数で否決

(修正動議) 準会員を正会員に変更するべき。準会員の人数は、投票のためのクラブまたは地区全体の会員数に算入されないものとするを削除動議。

(議長) 会員数に参入される動議として採用する。

(賛否) 修正案は否決された

(本動議の審議に戻る)

(修正動議) 年齢制限に問題がある。年齢制限の削除を提案する。

(議長) 単純な修正ではないと判断する。

(修正動議) 定款部分を全て削除することを提案する。

(定款細則委員会) 準会員は正会員のサブカテゴリーに入れるべきと判断する。

(修正案の賛否) 反対多数で修正案は否決

(本動議の審議に戻る)

(意見) 16-38 の採択を前提にするのなら 16 - 40 と同じ日程で延期するべきである。

(賛否) 賛成多数によって延期となった。

16-46 会員の職業分類に関する規定を改正する件撤回

Bislig ロータリークラブ（フィリピン、第 3860 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 134 ページ）第 2 節?クラブの構成

(b) 各クラブは、一事業、一専門職務、近い関係にある家族のグループ、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類、または 5 名またはそれ以上の近い関係にある家族（違う職業分類であっても配偶者、兄弟／姉妹、息子／娘） がいるクラブからは、正会員を選出しはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類および近い関係にある家族に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントを超えない限り、その職業分類の下におよび近い関係にある家族より正会員を選出することができる。

趣旨および効果

私たちは、ロータリークラブにおいて会員数を増加するキャンペーンを行っている。主な会員源の一つは、会員と近い関係にある親戚と家族（配偶者、兄弟／姉妹、息子／娘）である。これらの人びとにロータリークラブ入会を誘うことが奨励されているが、そのような会員がクラブを独占することのないよう、正会員の 10 パーセント以下に制限しなければならない。

16-47 名誉会員の規定を改正する件

Remuera ロータリークラブ（主にニュージーランド第 9920 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 143 ページ）。

第 4 条 クラブの会員身分 **4.050. 名誉会員 4.050.1. 名誉会員の資格条件**

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を未永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことができる。

趣旨および効果

何をもって「未永く支援」とするかを判断しなければならないことは、重要な支援者をクラブが称えることを理不尽に制限してしまう可能性があり、これはクラブとロータリーの目的にとって不利益となる。

（修正動議）未永くを修正し、支援したことを示したことでロータリーの友人に変更

（賛否）反対多数で否決

（本動議の審議に戻る）意見がないので採択に入る

（採決）賛成 417 反対 89 で採択された

16-48 会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

第 9800 地区（オーストラリア）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 211 ページ）。

第 12 条 会員身分の存続第 10 節 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）（中略）、本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする。

趣旨及び効果

本制定案は、起草時の誤りを訂正するものである。第 12 条第 10 節は、2007 年規定審議会で第 9800 地区により提案され、審議会場で修正を加えられた上で採択された。制定案の意図は、第 10 節の 4 つの項に含まれるすべての事柄を考慮した上で、クラブの最善の利益と思われる場合に理事会が当該会員の会員身分を一時保留とできる、というものであった。

（採決）賛成 442 反対 44 で採択された

16-49 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

第 6980 地区（米国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 211 ページ）。

第 12 条 会員身分の存続 第 10 節一時保留（変更部分のみ）

理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内）、理事会の決定する妥当な期間（ただし 45 日間以内）と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。理事会は、一時保留期間が過ぎた後に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

趣旨および効果

現在は特定の期間について触れておらず「正当に必要であるとみなされる期間」は 1 週間の場合があれば 10 カ月の場合もある。一時保留の目的が終結のための諸事実を確認するものであるならば、期間が限定されていない状態は望ましくない。「理事会の決定する妥当な期間（ただし 45 日間以内）と追加条件に従い」とする。

（審議に入る）

（反対）訴訟案件が実際にあったが、45 日では結論は出ない。従って反対。

（修正動議）一時保留期間が過ぎた後を一時補修期間が終わるまでに変更を

（修正動議）45 日を 90 日に変更を…

（賛否）賛成多数で 90 日に変更

（修正案の採決）賛成 440 反対 66 で採択された。

16-50 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

第 6980 地区 (米国)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 211 ページ)。

第 12 条会員身分の存続 第 10 節一時保留

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い (ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第 12 条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴、調停、または仲裁を求めることができる。

趣旨および効果

会員が一時保留となったとき、それに対して提訴する方法はない。この文言を追加することにより、一時保留の措置が下された場合、その会員は、第 12 条第 6 節に定められる手続と同じ方法で提訴できるようになる。

(審議に入る)

(賛成) 6210、手段を与える意味で賛成

(修正動議) 提訴または第三者に調停を求めるに変更を (日本語では同じと判断)

(賛否) 修正案は多数で採択された

(修正案の審議)

(反対) クラブに大きなコストが掛かることを懸念する。

(修正案の採択) 賛成 410 反対 96 で採択

16-51 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件

第 3010 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 142 ページ)

第 4 条クラブの会員身分 **4.030.** 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている現会員または元会員が、未納金/金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から 30 日以内にそのような文書が提供されなかった場合、当該会員はそのクラブに対して金銭的債務がないと見なされるものとする。

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 204 ページ)

第 7 条会員身分 27 第 4 節全文を削除する

趣旨および効果

本提案はこれら二つを統合し、これらの規定に統一性をもたらすことを目的とする。私たちは、異なる文言を挙げた 2 つの規定を統一された一つの規定に合併させることにより、混乱を減らすことができる。

(審議に入る)

(賛成) 3012 地区、現状の混乱を解決する上でこの案件を是非採択いただきたい。

(修正動議) 文書が提供されなかった場合を削除いただきたい。

(定款細則委員会) 欠陥のある修正案と認識する。

(賛成) 再入会を早めることになるので賛成である。

(修正動議) 金銭的債務を削除するべき

(修正動議の賛否) 賛成多数で修正案を審議することとなった。

(修正後の本動議着の採択) 賛成 452 反対 53 で採択された。

16-52 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件撤回

淡路三原ロータリークラブ (第 2680 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 142 ページ)。

第 4 条クラブの会員身分 **4.030**. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

~~元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求すべきである。転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明ならびに元クラブに対する未納金は一切ない旨の証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである奨励される。~~

(標準ロータリークラブ定款改正もあるが、省略)

趣旨および効果

移籍ロータリアンならびに元ロータリアンの正会員としての入会は、そのクラブがクラブ自治権に基づき自主的に決定すべき問題であり、いたずらに元の所属クラブの意向により異なるべき問題ではない。また、元のクラブが解散していたり、機能を喪失している場合は、そもそも元のクラブの証明や推薦状の提出は不可能である。したがって、元のクラブの会員であったことの証明や元のクラブに対して未納金は一切ないことの証明については、移籍ロータリアンならびに元ロータリアン自身による証明 (宣明を含む) で足りると考えられる。

16-53 資格のある会員を探すことをクラブに奨励する件

第 1800 地区 (ドイツ) 第 1880 地区 (ドイツ)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 134 ページ)

第 5 条会員第 2 節 クラブの構成

(b) 各クラブは、

(1) 変更がないので略

(2) 資格のある候補者を絶えず探し、入会させる。

趣旨および効果

理事会と会員は、バランスの取れた年齢構成を備えた会員組織を築くために積極的に取り組むよう求められる。本制定案は、より多くの参加、活力と創造力、会費と寄付を生むことで、財務面でも好ましい影響をもたらすと思われる。

(審議に入る)

修正案が既に出されている。

(修正案の採択) 賛成 318 反対 164 で否決された。(10 票差)

VI. RI 役員と選挙

A. RI 会長

16-54 会長の任務を改正する件

第 6040 地区 (米国) 第 9520 地区 (オーストラリア)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 149 ページ)。

第 6 条役員 **6.140.** 役員の仕事 6.140.1. 会長

会長は、RI の最高役員とする。会長は、

(a) 全世界のロータリアンにとって前向きかつ意欲を引き出すリーダーとなる。

(b) 理事会の議長となり、理事会の全会合を主宰する。

(a) (c) RI の第 1 の代弁者とする。

(b) (d) すべての国際大会および RI のほかのすべての理事会の国際会合を主宰する。

(c) (e) 事務総長に助言する。

(d) (f) ~~理事会により割り当てられたの採択した戦略計画に沿って、その職責に属するその他の任務と権限を執行有する。~~

趣旨および効果

会長の役割をさらに明確に定義することにより、会長とは主に意欲を引き出すリーダー、RI 理事会の議長、ロータリーの主要スポークスマンであることを強調するものである。さらに、会長は RI 理事会から割り当てられた任務と権限を有し、会長職は暗黙または固有の権限を持つものではないことを明確にしている。

(賛成) 6040 地区、一般の人に広く広報する上で会長の職務が明確になれば効果的。

(賛成) チャックケラー、2005 年 5 月元会長委員会で会長の職務を明確にしなければならぬとの結論が出ている。その中で、会長の任務、職務を明確にしている。

(賛成) クレギンスミス元会長から賛成意見があった。

(修正案) 会長は権限を持っているのではなく、理事会へ責任がある。従って権限と責任に変更する。

(修正案は多数決で賛成された)

(修正案の採択) 賛成 488 反対 13 で採択

16-55 会長ノミニーを RI 理事会会合の投票権を持たない出席者である規定する件

第 5950 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 145 ページ)。

第 5 条理事会 5.050. 理事会の会合

5.050.4. そのほかの出席者

会長ノミニーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者であるものとする。

趣旨および効果

RI 理事会のすべての会合において、投票権を持たない出席者の追加を求めるものである。会長ノミニーを加えることにより、RI 理事会の継続性を高め、会長ノミニーが会長就任に向けてより良く準備できるようになる。

(審議に入る)

(賛成) 継続性を確保するために必要な施策である。

(採決に入る) 賛成 469 反対 36 で採択

16-56 RI 会長ノミニーの選出に関する規定を改正する件 (撤回)

Carson City ロータリークラブ (米国、第 5190 地区) 他 2 地区

趣旨および効果 (本文省略)

会長指名委員会の選出および会長候補者の特定を各年度の 3 月末までに完了し、会長選出の時期を早めるものである。現在のスケジュールでは、会長指名委員会が 8 月に会合を開くこととなっている。しかし、より早い時期にこれを行うことで、RI 理事会が会長指名委員会の会合と会長候補者との面接を RI の年次国際大会と併せて行うことが可能となり、またそうするよう奨励できる。候補者はいずれにせよ、自費で国際大会に出席すると思われるため、RI に追加の経費が生じることはないと思われる。新しい選出スケジュールの提案は、地区ガバナーと RI 理事同様、直に面接を受ける機会を各 RI 会長候補者に与えるものである。

16-57 会長指名委員会委員の資格要件を改正する件

RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 166 ページ)。

第 11 条会長の指名と選挙 11.020. 会長指名委員会

11.020.5. 資格要件 (変更部分のみ掲載)

~~会長指名委員会委員を務める意思のある候補者が 2 名までしかいない場合を除き、いかなるロータリアンも、3 回を超えてこの委員会の委員を務めないものとする。~~

趣旨および影響

2013年規定審議会により加えられた、RI会長指名委員会委員の資格要件に対する制限を取り除くものである。削除が提案されている文には2つの問題がある。一つは、文言が分かりづらいこと。二つ目は、全34ゾーンで生存している元理事は200人に満たず、その中で3回を超えてRI会長指名。

(審議にはいる)

反対意見なし

(採択) 賛成 388 反対 120 で採択

B. 理事

16-58 RI 理事の任期を3年に延長する件

第6080 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第146-148ページ)。

第6条役員 6.020. 副会長と財務長の選出

副会長と財務長は、次期会長が理事会の第1回会合で、2年目または3年目の任期を務めることになる理事の中から選任するものとする。この副会長と財務長は、7月1日より1年間その職を務めるものとする。

効果および趣旨

RI理事の任期を3年に延ばすことを目的としている。RI理事会への貢献に必要とされる知識は非常に重要である。任期を3年に延長すれば、RI理事会の交代を減らし、継続性が高まる。3年任期を通じて親睦と協力が深まり、より長期の戦略的観点から話し合いが行われる可能性が高まるだろう。

(審議に入る)

(賛成) レイ・クリギンスミス元会長、選ばれる人が少なくなるが、継続性を確保するために賛成をしていただきたい。

(反対) サブ一元会長、多くのメンバーに理事会の理事になるチャンスを小さくする事に反対。

(修正動議) 16-58を理事会付託にすることを提案する。

(修正に関する審議)

(反対) ロンジャーム会長エレクト、反対である。

(修正への賛否) 否決多数。本動議に戻る。

(賛成) 5510、複雑な役職には継続性が必要があると証明されている。トップのレベルでも安定性が必要。

(反対) 3190、テクノロジーが変化したこと、理事、会長の年齢層が変化している事と、他の人たちにチャンスを与える事を含めて反対である。

(賛成) 7850、ロータリーの為に必要かどうかを考えていただきたい。個人的な意見を控えて判断いただきたい。継続性、費用の削減を前提に賛成いただきたい。

(反対) 2年から3年に変更して本当に効果的かどうか疑問。ノミニー、エレクトの期間での研修の質を高めることで2年でも十分効果的な活動を期待できる。

(採択) 賛成 115 反対 393 にて否決

16-59 理事の資格条件を改正する件

Altrincham ロータリークラブ (英国、第 1285 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 147 ページ 23)

第 6 条役員 6.050. 役員 6.050. 3. 理事

~~理事候補者はさらに、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。~~

趣旨および効果

RI 理事候補者が推薦される前の 36 カ月間に少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならないという条件を削除するものである。この条件は、国際大会に出席するために休暇を取ることが可能ではない仕事に就く人を想定していない。こうした制限を取り除くことで、RI 理事選出における差別の可能性をなくすものである。

(審議に入る)

(反対) ロータリーを知る機会が研究会、国際大会であるのでこの条件は維持するべき。

(反対) 理事会メンバーとして反対する。様々なロータリー活動を学ぶ機会を多くもっていただくことが理事候補に必要な条件となる。

(反対) メキシコ、国際ロータリーの理事は知識だけではなく、研究会、国際大会を「経験」する必要がある。

(終了動議後採択に入る) 賛成 65 反対 446 で否決

16-60 理事の資格条件を改正する件

Valenciennes-Denain arodrome ロータリークラブ (フランス、第 1670 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 147 ページ)。

第 6 条役員 6.050. 役員 6.050. 3. 理事

~~また、ガバナーを務めてから少なくとも 31 年が経過していなければならない~~

趣旨および効果

会員基盤はもっと若くなくてはならない。このため、RI は、理事候補者がガバナーを務めてから推薦されるまでの期間を (3 年から) 1 年に減らさなくてはならない。ガバナー職には多くの複雑な責務が伴うため、理事候補者に必要とされるスキル、知識、経験を、ガバナー在任中に身につけることができる。この期間を短くすることにより、間接的に、若い理事、そして若い会長を生み出すことにつながる。

(審議に入る)

(反対) 4849、ガバナーの終了後、R R F C、R C等の経験を積んでか理事に就任すべきである。

(反対) ガバナーになるのに入会7年以上であるのに、ガバナー後1年は短すぎる。

(賛成) 若くする上で賛成

(修正動議) 経験年数を削除して指名委員会が決めるに変更

(修正動議の賛否) 否決された。

(修正動議) 2年でどうか?

(修正動議の賛否) 否決された

(終了動議後採択) 賛成 102 反対 408 にて否決

16-61 理事ノミニーの選出手続を改正する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 174 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.16. 委員会がノミニーを選出できない場合

指名委員会が散会となり、委員会の 60 パーセントの票を獲得した理事ノミニー候補者がいなかった場合、理事ノミニーは郵便投票で選ばれるものとする。この郵便投票は、第 12.030. 節に定められた郵便投票の手続に基づき、委員会による選考に付されたすべての候補者名を含めるものとする。

趣旨および効果

RI 細則は、理事指名委員会が被指名者を選出するには、委員会の少なくとも 60 パーセント以上の票数を獲得しなければならないと明記しているが、これが可能ではない場合に取るべき手続きについて全く言及がない。本制定案は、RI 細則でこの手続きを確立するものである。

(審議に入る)

(採択) 賛成 413 反対 91 で採択

?

16-62 指名委員会手続きによる理事ノミニーの選出に関する規定を改正する件

第 9350 地区（南アフリカ、Namibia, Angola）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』172 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.1. 指名委員会手続の一般規定（趣旨および効果のみ掲載）

本制定案は、第 12.020.1. 項を修正し、理事ノミニーが、ゾーン内の特定のセクションから選出される場合、指名委員会は、そのセクション内の地区によってのみ構成されると定めることを提案するものである。

過去に、指名委員会の会合が、理事ノミニーが選出されるセクションの外で行われ、経済的負担が理由でそのセクションは代表者を派遣できなかったことがあり、そのため、セクションからの意見が指名委員会に十分に反映されなかった。

(審議)

(採決) 賛成 415 反対 89 で採択された

?

16-63 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

Salem Centennial ロータリークラブ (インド、第 2980 地区) 他 2 地区

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 172-173 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める選出の時点でパストガバナーでなければならない。

趣旨及び効果

過去数年間、複数の現職ガバナーが選挙に出馬した。これは、ガバナーが地区内クラブに対して相当な権力と影響力を持つことから、不当である。賞や認証を約束して、自分に投票するよう働きかけることが可能となる。このような状況を避けるため、理事指名委員会の委員を務める頃にはパストガバナーとなるにしても、ガバナー在任中は委員選挙に出ることを認めるべきではない。

(審議に入る)

(賛成) 候補者に悪い影響を与えないで公平性のある選出をするために必要な施策である。

(賛成) 3020、現職の地区ガバナーは地区内クラブへの影響力が大きいので指名委員として相応しくない。

(終了動議後採決) 賛成 465 反対 36 で採択された

16-64 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件撤回

Ensenada Calafia ロータリークラブ (メキシコ、第 4100 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 172-173 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

委員を務める前の ~~34~~ 年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 23 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席

趣旨および効果

ゾーンにおける理事指名委員会の一員になりたいと希望するロータリアンは、ロータリーに積極的に参加し、RI についてよく知っているべきであると当ロータリークラブは考え

る。ロータリー研究会では、RIについて多くを学ぶことができるため、ゾーンで理事指名委員会の委員となることを希望するロータリアンはそうした会合に十分な回数、出席すべきである。

16-65 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

Tepic ロータリークラブ（メキシコ、第 4150 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 172-173 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 **2.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

委員を務める前の ~~3~~5 年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの ~~23~~ 回のロータリー研究会と ~~1~~ 回の国際大会に出席していなければならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部または全部を免除することができる

趣旨および効果

国際行事出席の要件を順守しやすくすることによって、関連ゾーンのすべての理事選挙において地区が適切に代表されるようにするものである。

（審議）

（修正動議） 一回の国際大会を復活する修正を提案

（修正案の賛否） 賛成多数

（修正案へ反対） 理事よりも厳しい条件であるので反対

（修正案の採決） 賛成 191 反対 319 で否決

16-66 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件

Valenciennes-Denain arodrome ロータリークラブ（フランス、第 1670 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 172-173 ページ）。

第 12 条理事の指名と選挙 **12.020**. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成（変更点のみ）

委員を務める前の ~~3~~5 年間に

~~ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部または全部を免除することができる（この決議は次回の指名委員会のみ適用される。）~~

趣旨及び効果

要件を守ることは重要であるが、その期間を 3 年から 5 年に延ばさなければならない。これにより、もっと多様な人が委員となることができ、また地区大会で投票を行う必要がなくなる。非常に多くの場合、過去 5 年間のガバナーが、ガバナー指名委員会の委員となっていることも念頭に置くべきである。

(審議)

(反対) 9350、2010年採択された制定の修正である。

(採決) 賛成 110 反対 393 で否決

16-67 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件撤回

Pachuca Plata ロータリークラブ (メキシコ、第 4170 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 172-173 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.3. 指名委員会の構成

当該理事が指名されるゾーンの 1 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。ただし地区はこの要件を満たすパストガバナーがいない場合、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席というこの要件の一部または全部を免除することができる。

趣旨および効果

本制定案の趣旨は、より多くのパストガバナーに RI 理事指名委員会の委員となる機会を提供することである。低所得国・地域では、委員を務めるため 3 年の間に国際大会 1 回とゾーン研究会 2 回に出席できるようなパストガバナーは非常に少ない。

16-68 理事ノミニーの選出手続を改正する件

第 1640 地区 (フランス)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 174 ページ)。

第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.15. 指名委員会の会合

ただし、委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも 60 パーセント以上に相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の指名を、選出に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、可否同数の場合を除いて投票できない。3 名以上の候補者がいる場合は、単一移譲式投票を用いるものとする。

趣旨及び効果

本制定案は、3 名以上の候補者がいる場合、義務づけられた選出方法は単一移譲式投票であり、正当な票をもって過半数を決めることを主張するものである。本制定案が採択されれば、より平穏な選挙と平和的な関係が実現すると思われる。

(質問) 単一移譲式投票の方法が知りたい。

(定款細則委員会) 希望順を 1, 2, 3 で記入して、その順番で順位を決定する方式。

(反対) 16 - 61 が既に採択されているので反対

(採決) 賛成 109 反対 394 で否決

(動議) 16 - 06 の再審議を願いたい。

(動議の提案者) 職業に関する文言もなく、標準ロータリークラブ定款に掲載することはふさわしくない。

(反対) 昨日の審議中に今の話が出ていなかった。既に否決されているものを戻すことはフェアではない

(賛成) 3261、ロータリーの目的は国際ロータリー定款に書かれているので、クラブ定款に掲載する必要はない。

(反対) 16-06 は既に採択されているから反対

(採択) 賛成 98 反対 403 で再審議は否決された。

C. ガバナー

16-69 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件

Tiruchirapalli Fort ロータリークラブ (インド、第 3000 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 187 ページ)。

第 15 条地区 15.080. ガバナーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、1つまたは複数のロータリークラブで通算 79 年以上会員であり、(略)

趣旨および効果

経験の貧しさは、散漫なガバナンスにつながる。よって、クラブレベルと地区レベルのロータリアンとして、ガバナー就任時に 9 年の経験があることは絶対不可欠なことである。

(審議に入る)

(賛成) オーストラリア、自分の経験から 9 年は必要を思う。

(反対) 現状で十分

(終了動議後採決) 賛成 157 反対 349 で否決

16-70 郵便投票でガバナーノミニーを選出する際のクラブの投票に関する規定を改正する件撤回

Indore ロータリークラブ (インド、第 3040 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 180 ページ)。

第 13 条ガバナーの指名と選挙 13.040. 郵便投票の書式 13.040.1. クラブの投票

会員数が最低 10 名の各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有し、会員数が 10 名に満たないクラブは投票権を有しないものとする。

趣旨および効果

RI 細則の 13.040.1. 項を改正し、会員数が最低 10 名の各クラブは少なくとも 1 票を投じる権利を有すると規定するものである。この制定案は、クラブの会員維持率改善するものであり、クラブのほかの権利には影響を与えない。

16-71 対抗候補者の支持に関する規定を改正する件

Jaysingpur ロータリークラブ (インド、第 3170 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 178 ページ)。第 13 条? ガバナーの指名と選挙 13.020. ガバナーの指名手続

13.020.9. 対抗候補者の支持 (変更部分のみ掲載)

地区内の少なくとも他の ~~5~~ 10 のクラブ (当該年度の初めの時点でもしくは総数の ~~40~~ 20 パーセントの、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、

趣旨および効果

簡単に対抗候補者を出せるようにすべきではない。

上記に提案されている変更は、さらなる調和をもたらし、地区内ロータリアンと一般の人々のロータリーに対するイメージを高める一助となる。

(審議に入る)

(反対) ナイジェリア、クラブが指名委員会に申し立てが困難になる方式であるので反対。郵便投票、地区大会を活用することが大事である。

(反対) 指名委員会への対抗候補を出す事が困難になることが問題である。混乱を拡大させる懸念がある。

(賛成) 3201 地区、混乱がすくなる方式なので賛成。

(賛成) 制定案が出された理由を考えていただきたい。民主的な手法として 70 から 80 クラブのうち 5 クラブよりも 10 クラブまたは 20%のほうが「世論形成」をしやすくなるので賛成。

(修正動議) 10 クラブを削除して総数 20%にして地区の規模の大小に影響を与えなくなる。

(動議の賛否) 反対多数で否決

(本動議に戻る)

(特別議員コメント) R I 定款第 10 条で不正行為への制裁条項があることを強調する。

(終了動議後採択) 賛成 390 反対 121 で採択された。

16-72 特別選挙に関する規定を改正する件

木更津東ロータリークラブ (2790 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 181 ページ)。

第 13 条ガバナーの指名と選挙 13.070. 特別選挙 13.070.1. 特別選挙の特例

ガバナーが第 13.070. 節に従って指名手続を再び踏む際に、当初の指名手続において指名委員会に対して正式に推薦された者がいずれのクラブからもなかった場合、ガバナーは第 13.020.4. 項により義務づけられた手続きを再び踏む必要はないものとする。

趣旨および効果

本制定案は、国際ロータリー細則を改正して、地区が第 13.070. 節により再度ガバナーノミニーを選出する際には、第 13.020.4. 項のクラブからの推薦を要請しないで、直ちに指名委員会の手続きに入れるようにして、2 カ月間の期間を短縮できるようにするものである。

(審議に入る)

(採決) 賛成 329 反対 174 で採択された。

16-73 副ガバナー職を廃止する件

Indore ロータリークラブ (インド第 3040 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 148-149 ページ)。第 6 条 役員 6.120. ガバナーの空席 6.120.1. 副ガバナー

2013 年規定審議会で創設された副ガバナーを RI 理事会がアクティングガバナー指名の方法に戻す提案

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則の 6.120.1. 項を削除し、地区において並列した 2 つの中央権限ができることを防ぐものである。また、パストガバナーの地位を弱めるのを避けるものでもある。

(審議に入る)

(質問) 韓国、どの時点で副ガバナーを選出されるのか聞きたい。

(定款細則委員会) 副ガバナーは各地区に任せられている。

(反対) 副ガバナーは有効に機能している。

(賛成) ガバナーの不在時に指名すればよいので副ガバナーは必要ない。

(修正動議) 資格条件のロータリアンをパストガバナーが好ましいに変更を提案したい。

(修正案への審議)

(賛成) ガバナートレーニングを受けていることが前提になるので賛成。

(終了動議後修正案の賛否) 賛成多数で可決

(修正案の審議)

(終了動議後修正案採決) 賛成 246 反対 265 で否決

4月13日（COL3日目）

16-74 副ガバナー選出に関する規定を改正する件

トルコの3地区から提案

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第148～149ページ）。第6条
役員 6.120. ガバナーの空席 6.120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを選出の翌年度に任期を務める副ガバナー
に選出する。

趣旨および効果

RI 細則 6.120.1. 項の現行の文言は、副ガバナー選出の次期を具体的に示していない。
現行の文言によれば、あるガバナーの副ガバナーを、そのガバナーがデジグネートとして
選ばれた直後にも、あるいはガバナーノミニーまたはガバナーエレクトを務める年度に
も、選出することが可能である。この点を具体的に定める必要がある。

（修正案）選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出する。を選出することが出来
る。に変更を。

（修正案の賛否）賛成が多く修正案で審議。

（修正案の採択）賛成 358 反対 156 で修正案が採択

16-75 副ガバナー選出に関する規定を改正する件（撤回）

Libertad ロータリークラブ（ウルグアイ、第4970地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第148～149ページ）。第6条
役員 6.120. ガバナーの空席 120.1. 副ガバナー

~~ガバナー指名委員会~~ガバナーノミニーは、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出す
る。

趣旨および効果

ガバナーノミニーに選出された人と、一時的あるいは恒久的にガバナーが空席となった場
合にガバナーの代行または引継ぎを行うこととなるパストガバナーとの間に、目標、活動
スタイル、長期と短期の方針の一貫性を持たせるため、ガバナーノミニーが副ガバナーの
選出に参加することが不可欠。

16-76 副ガバナー選出に関する規定を改正する件

Capilla del Monte ロータリークラブ（アルゼンチン第4815地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する『手続要覧』第148～149ページ）。第6条？
役員 6.120. ガバナーの空席 120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを副ガバナー
に選出する。

趣旨及び効果

副ガバナーの選出にガバナーエレクトがかかわるのが好都合だと思われる。指名委員会は（ガバナーエレクトが提案した）候補者を選出または拒否する場合もあれば、2名以上が提案された場合には最適任の候補者を選べばよい。

（修正案）ガバナーエレクトをガバナーノミニーに変更

（修正案の審議）

（反対）イギリス、ガバナーノミニーが選ぶのならアンフェアになる。

（修正案の賛否）反対多数。

（終了動議後採択に入る）賛成 304 反対 201 で採択。

16-77 副ガバナー選出に関する規定を改正する件

第 3010 地区（インド）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 148～149 ページ）。第 6 条 役員 6.120 ガバナーの空席 6.120.1. 副ガバナー

いかなる指名も受理されなかった場合には、ガバナーエレクトが 1 名のパストガバナーを副ガバナーとして選出する。

趣旨および効果

本制定案は、ガバナーが任務続行できないために一時的に空席が生じた場合に、RI の決定による選出に委ねずに、地区内で迅速に副ガバナーを選出できるようにすることを目的としている。

（質問）5340、16-76 を採択したので重複しているのではないか？

（定款細則委員会）正当なものである。

（修正動議）MAY に修正を

（修正案の賛否）賛成多数

（修正案後の採決）賛成 348 反対 169 で採択

D. その他

16-78 地区大会または地区決議会での投票手続を改正する件

Bislig ロータリークラブ（フィリピン第 3860 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 184～185 ページ）第 15 条 地区 15.050. 地区大会および地区決議会での投票 15.050.1. 選挙人

地区内の会員数 25 名以下の各クラブは、自動的にその会長を選挙人とするものとする。会員がさらに 25 名（または端数が 13 名以上）いるクラブは、会長エレクトが選挙人を務めるものとする。追加の選挙人は、クラブの会員により選出されるものとする。

趣旨及び効果

地区決議会または地区大会においては地区の決議その他に投票するクラブ選挙人が常に不足する。会長と第1選挙人、会長エレクトを第2選挙人、さらに必要であればクラブ幹事を第3選挙人とすることで、長年のこの問題に対処できる。

(審議に入る)

(質問) 会長エレクトが不在の時はどうするのか？

(議長) 答えることはできない。

(反対) クラブの理事会が決定する権利を有している。従って反対。

(反対) 制定案の効果が不明である。会長、会長エレクトに任せることでクラブで混乱が起こる懸念がある。

(特別議員) この文言では25名以下ではどうなるか明示されていない課題がある。

(終了動議後採択に入る) 賛成 105 反対 408 で否決

(意見発表) 月曜日の投票に対する懸念表明があった。投票機器が変わったことで16-07 (入会金の廃止) の再審議をお願いしたい。

(議長) 月曜日に到着していない代表議員がいたことも要因となっている。また、手続規則でも再審議は不可能。

16-79 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件

第 3010 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する。第8条 (『手続要覧』第156ページ)

第8条規定審議会 8.060. 地区大会における代表議員選挙 8.060.3. 代表議員と補欠議員の選出

~~2票以上の票を有するクラブのすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。~~ (中略) 各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。 (以下略)

趣旨および効果

本制定案の目的は、地区におけるガバナーノミニー、規定審議会代表議員、理事指名8委員会委員の選出規定を一本化することである。

(審議)

(採決) 賛成 306 反対 206 にて採択

16-80 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件

第 3010 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する第 8 条（『手続要覧』第 155～156 ページ）

第 8 条規定審議会 8.060. 地区大会における代表議員選挙 8.060.2 推薦

第 12 条（『手続要覧』第 173 ページ）第 12 条理事の指名と選挙 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出 12.020.5 推薦

趣旨および効果

RI 細則の第 13.020.4. 項において、クラブはその会員 1 名をガバナーノミニー候補者として推薦できると定めている。本制定案は、規定審議会代表議員ならびに理事指名委員会委員の選出規定を、これと一本化することを意図としている。この改正により、地区選挙における混乱と複雑さが軽減され、これら 3 つの役職の候補者をクラブが推薦する方法が一本化されると考える。

（審議）

賛成反対意見があったが省略

（採決）賛成 218 反対 295 で否決

VII. 国際ロータリー

16-81 法的訴訟を理由としてクラブを加盟停止または終結とする権限を RI 理事会に与える件、および地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件

RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。第 3 条（『手続要覧』第 141 ページ）第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結 3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

3.030.4. 法的訴訟による終結（新規に追加）

および、第 10 条（『手続要覧』第 164～165 ページ）第 10 条役員の指名と選挙 一般規定 10.070. 選挙審査手続 10.070.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

趣旨及び効果

クラブまたはロータリアンが RI 細則に規定された改善措置を無視し、選挙審査手続を完了する前に法的訴訟を起こした場合、本制定案では、RI 理事会が、RI またはロータリー財団（理事、管理委員、役員、職員を含む）を訴えたクラブ、または訴えた会員が所属するクラブを、加盟停止または終結できるようにするものである。さらに、本制定案はガバナー選挙への言及を削除し、地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに RI 理事会が措置を取れるようにするものである。過去 3 年間で 30 件、20 万ドルの経費を費やしている。

（審議）

（反対）コロンビア、この制定案は基本として正規なプロセスではない。この制定案では法的訴訟が拡大する懸念がある。

(賛成) 3080 地区、我々の組織規定には選挙の申し立てを十分に存在しているのに、法的訴訟を起こす事を少なくする必要がある。

(賛成) ロータリーファミリーの中で解決する努力が大事である。安易に法的手段に訴えることを防止しなければならない。

(修正動議) 1610 地区、終結を停止に変更願いたい。6 か月停止で自動終結条項があるため。

(定款細則委員会) 正当な修正案と認める。

(修正案の討議)

(反対) 2080 地区、寛大な措置は不適切と思う。一時停止は緩い措置。

(修正案の賛否) 賛成 154 反対 354 で反対多数

(本制定案に戻る)

(質問) 終結に対して「報復」の恐れがあるのでは

(終了動議後採決) 賛成 463 反対 52 で採択

16-82 従来型クラブと E クラブの区別をなくす件

釧路ロータリークラブ (第 2500 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。第 1 条 (『手続要覧』第 139 ページ)

1. 定義

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。第 2 条 (『手続要覧』第 201 ページ) 第 2 条名称 (1 つを選択する)

さらに第 9 条 (『手続要覧』第 205 ページ) 第 9 条 出席 第 1 節の序文の段落のいずれかを選択する

趣旨および効果

本制定案は、通常のクラブの例会を時によってはウェブ上でも開催し、あるいは E クラブ例会を時によっては、オンラインだけではなく、実際に顔を合わす例会を開催することもできるように改訂するものである。そして、通常のクラブも E クラブも例会の開催についてお互いの違いがなくなるので国際ロータリー細則と標準ロータリークラブ定款から E クラブ条項を削除するべきである。結果として、このような例会方式を採用することでロータリークラブの新たな可能性を提案することもできる。

(審議に入る)

(賛成) E クラブと従来型クラブと似ている。例会の方法だけが違うのであり 16-30 で同じになったと認識する。

(賛成) コミュニケーションの方法が E クラブと従来型クラブが一緒になるので賛成地域限界に関する修正動議があったが、反対多数で本動議に戻る。

(採決) 賛成 355 反対 145 で採択

VIII. RI 財務と人頭分担金

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 191 ページ）。 第 1 条 財務事項 17.030. 会費 17.030.1. 人頭分担金

趣旨及び効果（財務長より発表）

2017-18 年度から 2019-20 年度まで、人頭分担金を年に 1 ドルずつ増額することを規定するものである。分担金の額は、2017-18 年度には半年ごとに 28 米ドル 50 セント、2018-19 年度には半年ごとに 29 米ドル、2019-20 年度以降には半年ごとに 29 米ドル 50 セントとなる。

（審議）

（修正案） R I 副会長⇒3 年間で毎年 4 ドルの増加に修正をお願いしたい。16-17 年度 56 ドル、17-18 年度 60 ドル、18-19 年度に 64 ドル、19-20 年度に 68 ドル。

現状 15-16 年度は 55 ドル（半期に 27 ドル 50 セント）投資収益の計画より悪化していることも一因。毎年 4 ドル値上げにより 2021 年まで財務的な健全性を確保できることになる。

（修正案の審議）

（質問） 5470 地区、増加することで何を我々は得られるのか？

（反対） 1590 地区オランダ、R I はフロントオフィスがバックオフィスである世界本部がフロントオフィスであるロータリークラブに値上げを要請することは容認できない。R I 理事会が「デラックスカー」に乗っているのなら、自分達のコスト削減を最初をお願いしたい。

（賛成） 5840 地区テキサス、本部にとってロータリークラブが困った時の「保険会社」に似ている。インフレは 5%以上が実態であるので賛成。

（反対） 6250 地区、若い人たちを入会するためには今回の値上げが阻害要素になる。2013 年の R I 本部の旅費が 1000 万ドルから 1400 万ドルに増額されていることには問題がある。コスト削減への努力をもっと傾注いただきたい。会長代理派遣旅費の削減を願いたい。

（賛成） 7170 地区、ロータリーの諸活動をより充実したものにする「投資」として認識するなら値上げに理解をしたい。

（反対） 2002 地区、オリジナルの制定案を受け取った後に、審議直前に大幅値上げをすることに理解できない。事前に大幅値上げが判っていたのであれば、最初から 4 ドル値上げで審議させるべきである。これではクラブの理解は得られない。

（賛成） 5340 地区、4 ドルは高くない。犬の散歩で落ちている小銭を拾えば一年で 4 ドル集まる。ロータリアンは財力がある。費用の多くは食事とイベントであり、ウェブサイトの活用やポータルサイトの充実が解決策になる。

(反対) 1170 地区、多くのロータリアンがリタイアしている。彼らは年金暮らしでロータリアンとして維持することが困難になっている事と、英国のインフレ率は2%程度に過ぎない。旅費のコストのカットが急務。

(賛成) 理事会理事⇒旅費についての言及に対して正確なものを説明させたい。

(事務総長) 旅費に関しては、ボランティアの旅費コストは減少している。1000 万ドルは管理委委員の旅費は入っていない。会長代理、理事の旅費等は 370 万ドルで最近では 350 万ドル、そして今年も減少する見込みである。

(反対) 2041 地区、ビジネスとして見るのなら、顧客が減少し、顧客サービスも減少している状態である。コスト削減が急務。規定審議会を4年に1回。サンディエゴで一回ではなく各大陸でここに国際協議会を開催するとか、本部人員削減を図ることを考えていただきたい。

(賛成) 難しい決議をすることを前提に個人的感想で賛否を考えてはいけない。旅費規程は2013年にR I 細則から削除された。そして2013年規定審議会で値上げをそれ以降はしないという前提で値上げを承認した経過がある。従って、財政見込みで大幅な赤字になる原因を作ったことを理解しなければならない。

(反対) ブラジル、地域賦課金、雑誌等の値上げに波及する恐れがある。ブラジルは今不況の真っただ中にある。

(賛成) サブ一元会長、世界の一部にとって1ドルは僅かな金額かもしれないが、ロータリーの価値はそれ以上である。ロータリアンがロータリーから得た価値ははるかに大きい事を理解いただきたい。

(反対) パキスタン、入会金がなくなってクラブの財源が乏しくなることが決定しているなかで人頭分担金値上げには反対である。パキスタンはロータリアン数が減少するであろう。

(討議終了動議の後修正案の賛否) 賛成 297 反対 206 で修正案での本審議に入る

(修正案の審議に入る)

(賛成) メキシコ、増額することによってどのような良い影響があるかを考えるべき。ロータリーの会費は現状少ない。4ドルは少ない金額。

(賛成) 財団管理委員、財団はコストをシェアする関係にある。フロントオフィスはロータリークラブだけではなく、オンラインネットを維持するバックオフィスである本部もフロントオフィスの機能と役割を持っている。その意味で、本部が予算を充実させる積極的な理由となる。

(終了動議の後、修正案の採択に入る)

賛成 347 反対 197 で採択

4月14日(COL4日目)

前日審議された13-99(人頭分担金値上げ)も含めています。

また大きなものとして

※決議案と制定案が分離され、決議案は決議審議会の新名称でインターネットで審議する方式と、シカゴで従来通りの方法で制定案を審議する形式に分離された事。

※審議が延期になっていた16-40でローターアクターとロータリー学友(米山奨学生等)が正会員になることが決定した事。

※準会員の否決もトピックの一つと思います。

※地区の分割で100クラブ以上の地区はRI理事会が分割できる権限をもつようになった事。(2750、2650は分割の候補?)

※理事会提案の10人未満クラブへの人頭分担金徴収案が否決されました。

COL2日目に延期になった制定案の再審議(4日目)

16-40 ローターアクターが正会員となることを認める件(修正案)

RI理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第133~134ページ)

第5条 会員第2節?クラブの構成。(b)または(5)理事会によって定義されているローターアクターまたはロータリー財団学友であること(以下省略)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第143ページ)。

第4条 クラブの会員身分

4.040. 二重会員

当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。~~また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクタークラブの会員になることはできない。~~

第8条職業分類第二節にローターアクターが追加。

(注※ローターアクターとロータリー財団学友を正会員にする制定案となる、従って米山奨学生OBもロータリー学友として認知される。また、ローターアクターは同時にロータリアンになることが出来る。)

(質問) ローターアクターはロータリークラブと2重に会員になることが出来るのか?

(質問) 財団学友の財団は削除されているのか?

(事務局) 単に学友になる。ローターアクターは2重に会員になることが出来る。

(賛成) 4330、25歳にロータリアンになっている。ローターアクターとロータリーは同時にできる。

(終了動議後採択) 賛成 413 反対 97 で採択

16-45 「準会員」の新しい会員の種類を設ける件

Rancho Cordova ロータリークラブ（米国、第 5180 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 133～134 ページ 第 5 条 会員第 2 節 クラブの構成）。

(a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員および準会員によって構成されるものとする。

国際ロータリー細則の追加

4.060. 準会員

年齢 35 歳までの成人は、準会員として入会できる。準会員は人頭分担金の半額を支払うものとする。準会員は RI または地区の選挙に参加する資格はないものとし、準会員の人数は、投票のためのクラブまたは地区全体の会員数に算入されないものとする。正会員としての要件を満たしてしている限り、35 歳に達した準会員の会員身分は、自動的に正会員へと変更されるものとする。準会員は、正会員が有する上記以外の特典のすべてを受ける資格があるものとする。いかなる人も同時に正会員および準会員となることはできないものとする。

標準ロータリークラブ定款の変更は同じなので省略

（反対）英国、混乱を引き起こす提案であるので反対。

（意見）1760、（a）の部分を削除するべきである。

（定款細則委員会）最終日に整合性のある書類として提供する。

（修正動議）35 歳までを削除する

（修正案の賛成）パイロットプログラムは成功している。最近ではリタイアした人たちも準会員として参加している。従って、どの年齢層でも適用するべき。

（定款細則委員会）修正案には問題はない。

（質問）準会員は会長になれるのか？

（定款細則委員会）資格はない。

（終了動議後採決）賛成 182 反対 330 にて否決

16-83 新クラブの創立会員の最低人数を規定する件

第 2840 地区（群馬日本）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 139 ページ）。第 2 条 国際ロータリーの加盟会員 2.010. RI への加盟申請

2.010.2. 新クラブ

新クラブの創立会員数は最低 20 名とする。

趣旨および効果

本制定案は、新クラブの創立時会員の最低人数を細則に明記するよう改正するものである。ロータリー章典 18.040.5 には「新クラブは最低 20 名の創立会員を有していなければならない。」と記載されている。これを国際ロータリー細則に明記して、新クラブ結成時の基準を明確にするものである。

(審議に入る)

(賛成) 3262 地区、新クラブ 20 名を組織規定に銘記する事は支持する。

(修正動議) クリギンスミス元会長⇒25 名に修正を

(動議の賛否) 修正案は否決

(採決) カード方式で採択された

16-84 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件

第 6040 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 182~183 ページ)。

第 15 条 地区 15.010. 創設

15.010.1. 境界の廃止と変更

理事会は、クラブ数が ~~33 未満~~100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる、そのような変更と同時に、理事会はその地区のクラブを隣接地区に編入させることができる。理事会はまた、そうした地区をほかの地区と統合、または分割できる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、~~クラブ数が 33 以上かつロータリアンの数が 1,100 名以上の~~前述以外のいかなる地区の境界も変更してはならない。

(注※100 クラブ以上、1100 名以下の地区は R I 理事会権限で地区との協議を前提にして地区境界の変更が可能になる。下線部分は定款細則委員会の見解)

趣旨及び効果

本制定案は、小さすぎる、または大きすぎる地区におけるクラブ再編を促進するものである。

財務上の影響

現在、クラブ数 100 以上の地区は 29、会員数 1,100 名未満の地区は 21 あり、これらの地区は影響を受ける可能性がある。

(審議に入る)

(賛成) クリギンスミス元会長⇒南アフリカでは 5 つの地区があるが 33 クラブ未満で

1100 名未満の地区があつて 3 地区に縮小している。33 クラブ条項が外れれば 4 地区となるので賛成。

(賛成) 地区境界の変更について支持する。

(賛成) 適正な規模の地区の構成をするのは R I 理事会の役割。

(終了動議後採択) 賛成 444 反対 56 で採択

16-85 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件撤回

第 6190 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 182~183 ページ)。第 15 地区 15.010. 創設

クラブ数が ~~3330~~ 未満あるいはかつロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が ~~3330~~ 以上かつロータリアンの数が 1,100 名以上 (以下略)

財務上の影響

RI の経費増加をもたらす可能性があるが、2015 年 4 月現在、クラブ数 30 未満の地区は 3 地区、会員数 1,100 名未満の地区は 21 地区あるが、クラブ数 30 未満かつ会員数 1,100 名未満の地区は 1 地区のみである。

(質問) 16-82 が採択された結果、組織規定に E クラブの名称が抹消されたが、既存の E クラブの名称についてどうすればよいのか。

(定款細則委員会) クラブ名で E クラブの文言を削除する必要はない。

16-86 地区とその境界をいつ創設するかを規定する件

Santiago del Estero ロータリークラブ (アルゼンチン、第 4849 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 182~183 ページ)。第 15 条 地区 15.010. 創設

地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なくとも 2 年間効力をもたないものとする。

趣旨および効果

本制定案の目的は、施行の少なくとも 24 カ月前に RI 理事会がすべての地区再編成プロセスを完了させることである。これにより、新地区がリーダーを選出して、リーダーシップの強化を図るのに十分な時間を確保できるために、クラブとロータリアンに影響する予期せぬ事態と招かざる事態を避けることができる。

(審議に入る)

(採択) カード方式により賛成多数。採択された。

16-87 地区番号に地理的呼称を付記することを認める件

釧路ロータリークラブ (第 2500 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 183 ページ)。

第 15 条 地区 15.010. 創設

15.010.2. 地区の識別

それぞれの地区は理事会が割り当てた地区番号によって識別されるが、地区は地区大会あるいは地区決議会において地区内クラブの過半数の承認を得れば、その地区番号に地理的呼称（国名、州名、県名、地域名など）を付記してもよいものとする。

趣旨及び効果

地区番号だけでは、他地区の所在地が分からないことが多い。地区の識別に地理的呼称を付記することができれば、他地区との理解・交流を一層促進することが期待できる。

また、これはあくまでも強制ではなく、多くの地域あるいは国をまたがっている地区であっても賛否は地区内クラブの主体性に委ねられ、そして毎年変更することができる。

（審議に入る）

（賛成）4つの国がある地区では助かるので支援ねがいたい。

（反対）親睦にそれほど影響を与えとは思わない。地域名をつけることには反対。

（修正動議）R I 理事会の承認を得た会合の地区大会、地区協議会を追加願いたい。

（修正討議の賛否）賛成多数で修正案で審議となる。

（修正動議）過半数の文言を100%に変更を…（地区内全てのクラブの承認を得ればに…）

（修正討議の賛否）反対多数の為、前の修正案の討議に入る。

（定款細則委員会）地域呼称をつけるにはR I 理事会の承認が前提になる修正案と認識する

（修正案終了後採択）賛成 272 反対 236 で採択

16-88 地区の年次財務表の規定を改正する件

第 3010 地区（インド）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』185～186 ページ）。第 15 条 地区 5.060. 地区の財務 15.060.4. 地区の年次財務表および報告書

提出された財務表が採択されなかった場合、その地区大会の終了から 3 カ月以内に、次の地区の会合において討議に付され、採択されるものとする。その会合は、すべてのクラブから代表者が 1 名出席する権利があり、また地区の財務表および報告書が提出されるということを 30 日前に予告した会合でなければならない。そのような地区会合が開催されない場合、ガバナーが 60 日以内に郵便投票を実施するものとする。

趣旨および影響

本制定案の趣旨は、地区財務の適切な管理を行い、疑問が生じた場合に備え、地区大会で実際に年次財務表の採択を行うことにある。

（採択）337 対 136 で採択

16-89 地区資金を不適切に管理した人を制裁する件

Mangalore North ロータリークラブ（インド、第 3180 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 185 ページ）。第 15 条 地区 15.060. 地区の財務 15.060.1. 地区資金

地区資金の不適切な管理または第 15.060.4. 項への違反を含め、財務上の義務を果たさなかったいかなる人も、財務上の不正が地区内で解決されるまで、一切の役職に就くことが禁じられるものとする。

趣旨および影響

クラブにおいて地区賦課金、雑誌購読料、人頭分担金の滞納といった財務上の不行き届きがあった場合、そのクラブの加盟は一時停止または終結され、ガバナーの選出に参加することが許されない。本制定案は、同様の規律を地区リーダーにも適用するものである。

（審議に入る）

（修正動議）韓国、一切の役職を R I と地区の役職に変更を

（修正案の賛否）賛成多数で修正後の審議に入る

（修正動議）地区内で解決されるまでで地区内を削除

（修正動議の賛否）反対多数、

（修正動議）英語標記変更動議で日本語は同じ。

（終了動議後採決）賛成 439 反対 58 で採択

16-90 会員増強に関する RI 委員会を設立する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 189～170 ページ）。第 16 条委員会 16.040. 特別委員会

16.100. 会員増強委員会理事会は、少なくとも 8 名の委員から成り、各委員が少なくとも 3 年の任期を務める会員増強委員会を任命するものとする。1 年ごとにずらして任命され、委員を再任できるものとする。

第 16.100. 節に関する暫定規定 2016 年規定審議会が制定案 16-90 によって採択した第 16.100. 節の改正は、理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

趣旨及び影響

会員増強のための特別委員会は、入会者をもたらし、現会員を教育し、参加を促進し、会員を維持するためのプログラムの開発に関連する事柄について、RI 理事会に指針と助言を提供し、現在ロータリークラブがある国々において、新クラブの設立と支援を促すものとする。

（質疑）

賛成意見が 2 件

（反対）2500 地区、ゾーンによって環境が違うので対応はゾーンに任せるべき。この委員会によってまた大きな予算を使うことになるので反対。

(修正動議) 少なくともを削除、再任をできないようにする。

(修正案の討議) 理事会はこの修正案に反対である。理由は長期的に取り組む意味を持って文章を作成しているから。

(修正案の賛否) 反対多数、元の動議で討論

(反対) 2750 地区、会員増強は重要な問題と認識している。しかし、審議会の経過の中で会員増強に柔軟性を持つ制定案を採択されたので、クラブに任せるべきである。従って特別委員会にする意義が見えない。

(終了動議後採決) 賛成 368 反対 147 で採択

16-91 監査委員会の責務を改正する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 190 ページ）。第 16 条 委員会 16.110. 監査委員会

趣旨および影響

本立法案は、RI 細則により定められた監査委員会の委員構成を改正しようとするものである。本制定案が承認された場合、理事でも管理委員でもない委員の数が、2 名から 4 名に増える。理事でも管理委員でもない委員が 6 年任期を務め、交代する委員が毎年 2 名までとなることで、翌年度への本委員会の継続性が向上するだけでなく、特別な知識やスキルのある人が委員となれる機会が増える。

(採決) 賛成 459 反対 44

16-92 監査委員会の責務を改正し、運営審査委員会を廃止する件撤回

第 6080 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 189～191 ページ）。第 16 条 委員会 16.040. 特別委員会 16.110. 監査・運営審査委員会 ~~16.120. 運営審査委員会~~

趣旨および効果

本立法案は、監査委員会と運営審査委員会を統合しようとするものである。両委員会の機能は似通っており、今日の世界では監査委員会が、組織の財務事項だけでなく、組織運営の方法も評価するのが通常である。ロータリーの委員会構造を現代の実業界に合わせ、作業の重複を避ける意味でも、統合するのが理にかなっている。2つの委員会を1つに統合することによる少なからぬ経費削減も、同様に重要である。

16-93 戦略計画委員会の責務を改正する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 190 ページ）。第 16 条 委員会 16.100. 戦略計画委員会

（抜粋）委員のうち 4 名は理事会により、残りの 4 名はロータリー財団管理委員会により任命されるものとする。毎年、1 名が理事会により、1 名が管理委員会によって任命されるものとする。

趣旨及び影響

本制定案により、ロータリー財団独自の計画委員会を設けずに、ロータリー財団プログラムおよび活動を、ロータリーの戦略計画に同等に反映させることができるようになる。

（採択）賛成 483 反対 27 で採択

16-94 戦略計画委員会の責務を改正する件撤回

第 6080 地区（米国）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 190 ページ）。第 16 条 委員会 16.100. 戦略計画委員会

（抜粋）戦略計画委員会は、ロータリー財団における戦略計画委員会あるいはそれに類する計画委員会と協力・協同するものとする。RI 理事会とロータリー財団管理委員会が同意すれば、ロータリー全体のための合同の戦略計画委員会を設置してもよい。

趣旨及び効果

RI と財団が、今後ますます統一したビジョンを基に前進し、ロータリーの将来を形成する必要がある。

16-95 戦略計画委員会の責務を改正する件（撤回）

第 9520 地区（オーストラリア）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 190 ページ）。第 16 条 委員会 16.100. 戦略計画委員会

理事会が任命する 6 名の委員に加え、2 名の委員がロータリー財団管理委員会により毎年任命される。

趣旨および影響

本制定案は、戦略計画委員会の構成を変更し、2 名の管理委員を委員に加えようとするものである。これにより、理事会と管理委員会が協力してロータリーの未来を形づくり、ロータリー全体の統一戦略を確立できるようになる。

16-96 ロータリーの機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 196 ページ）。20.030. 雑誌の購読 20.030. 雑誌の購読 20.030.1.？購読義務 20.030.2. 購読義務免除

雑誌機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに対して指定したロータリー雑誌、理事会は、必要と判断すれば、クラブに対し購読義務を免除できる。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 212 ページ）。第 14 条 ロータリーの雑誌第 1 節

雑誌機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌

趣旨および影響

同じ住所に住む 2 人のロータリアンが、ロータリーの地域雑誌を合同で購読できるようにするものである。現在、合同購読が可能なのは、『The Rotarian』誌のみである。この変更により、雑誌購読に関して、すべてのロータリアンが平等に扱われるようになる。

（採択）賛成 475 反対 27 で採択

16-97 ロータリー雑誌の購読義務を改正する件

Helsingborg-Krnan ロータリークラブ（スウェーデン、第 2390 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 196 ページ）。第 20 条 機関雑誌 20.020. 購読料 20.020.2. 購読義務

20.020.2. 購読義務

米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならないなることを選択できる。

20.030.1 のそれ以外の地域も同じ扱いで選択となる。

（注※R I 理事会は反対を表明している）

趣旨および影響

ロータリアンが雑誌の購読義務を負っていることについては、長年の間、論議が続いている。内容があまりにも古いため、雑誌に対する関心は低下している。あまり読んでいない雑誌の代わりとして、もっと多くのロータリアンに RI のウェブサイトと各国のロータリーのウェブサイトを利用してもらい、使い慣れてもらうことができる。

（反対）ドクターマン元会長、ロータリーのコミュニケーションは会員にとって重要である。インターネットの時代になっても 31 の地域雑誌はロータリーを強める力を維持している。

（反対）この制定案は雑誌そのものを廃刊の危機になる可能性を無くするべき。

（賛成）印刷された雑誌を擁護しているが、購読は個人の自由に任せるべきと思う。

（終了動議後採択）賛成 209 反対 303 で否決

16-98 温室効果ガス排出量の削減を支援する件

Madison ロータリークラブ（米国、第 6250 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 199 ページ）。

第 25 条 世界温暖化による人道危機

?RI は 世界的な温暖化による人道危機を軽減するため、温室効果ガス排出量の削減を支援する。

趣旨及び影響

「超我の奉仕」に則り、私たちは協力して温室効果ガスの削減に取り組み、積極的に情報交換すべきである、地球の温暖化は「順応」できるものではない。温室効果ガスを大きく削減しない限り、気温は上昇を続ける。個人は排出量を減らし、クラブは温室効果ガスを減らし、情報を伝えるプロジェクトを実施する必要がある。

(審議に入る)

(修正動議) 第 25 条の「世界温暖化による人道危機」を「環境保護を支援する件」に変更

(修正動議への反対) 6690、クラブは既にその問題に取り組んでいるが自主性を尊重をする前提とポリオを優先するべきであり、反対である。

(修正動議の賛否) 反対多数、本動議で討議する

(修正動議) 無期保留を提案する。16 - 121~123 を検討後に検討するべき。

(修正動議の賛否) 賛成多数で無期保留とする。

VIII. RI 財務と人頭分担金

制定案 16-99 人頭分担金を増額する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 191 ページ）。第 1 条 財務事項 17.030.

会費 17.030.1. 人頭分担金

趣旨及び効果（財務長より発表）

2017-18 年度から 2019-20 年度まで、人頭分担金を年に 1 ドルずつ増額することを規定するものである。分担金の額は、2017-18 年度には半年ごとに 28 米ドル 50 セント、2018-19 年度には半年ごとに 29 米ドル、2019-20 年度以降には半年ごとに 29 米ドル 50 セントとなる。

(審議)

(修正案) RI 副会長⇒3年間で毎年4ドルの増加に修正をお願いしたい。16-17年度56ドル、17-18年度60ドル、18-19年度に64ドル、19-20年度に68ドル。

現状 15-16 年度は 55 ドル（半期に 27 ドル 50 セント）投資収益の計画より悪化していることも一因。毎年 4 ドル値上げにより 2021 年まで財務的な健全性を確保できることになる。

(修正案の審議)

(質問) 5470 地区、増加することで何を我々は得られるのか？

- (反対) 1590 地区オランダ、R Iはフロントオフィスがバックオフィスである世界本部がフロントオフィスであるロータリークラブに値上げを要請することは容認できない。R I理事会が「デラックスカー」に乗っているのなら、自分達のコスト削減を最初にお願したい。
- (賛成) 5840 地区テキサス、本部にとってロータリークラブが困った時の「保険会社」に似ている。インフレは5%以上が実態であるので賛成。
- (反対) 6250 地区、若い人たちを入会するためには今回の値上げが阻害要素になる。2013年のR I本部の旅費が1000万ドルから1400万ドルに増額されていることには問題がある。コスト削減への努力をもっと傾注いただきたい。会長代理派遣旅費の削減を願いたい。
- (賛成) 7170 地区、ロータリーの諸活動をより充実したものにする「投資」として認識するなら値上げに理解をしたい。
- (反対) 2002 地区、オリジナルの制定案を受け取った後に、審議直前に大幅値上げをすることに理解できない。事前に大幅値上げが判っていたのであれば、最初から4ドル値上げで審議させるべきである。これではクラブの理解は得られない。
- (賛成) 5340 地区、4ドルは高くない。犬の散歩で落ちている小銭を拾えば一年で4ドル集まる。ロータリアンは財力がある。費用の多くは食事とイベントであり、ウェブサイトの活用やポータルサイトの充実が解決策になる。
- (反対) 1170 地区、多くのロータリアンがリタイアしている。彼らは年金暮らしでロータリアンとして維持することが困難になっている事と、英国のインフレ率は2%程度に過ぎない。旅費のコストのカットが急務。
- (賛成) 理事会理事⇒旅費についての言及に対して正確なものを説明させたい。
- (事務総長) 旅費に関しては、ボランティアの旅費コストは減少している。1000万ドルは管理委委員の旅費は入っていない。会長代理、理事の旅費等は370万ドルで最近では350万ドル、そして今年も減少する見込みである。
- (反対) 2041 地区、ビジネスとして見るのなら、顧客が減少し、顧客サービスも減少している状態である。コスト削減が急務。規定審議会を4年に1回。サンディエゴで一回ではなく各大陸でここに国際協議会を開催するとか、本部人員削減を図ることを考えていただきたい。
- (賛成) 難しい決議をすることを前提に個人的感想で賛否を考えてはいけぬ。旅費規程は2013年にR I細則から削除された。そして2013年規定審議会で値上げをそれ以降はしないという前提で値上げを承認した経過がある。従って、財政見込みで大幅な赤字になる原因を作ったことを理解しなければならない。
- (反対) ブラジル、地域賦課金、雑誌等の値上げに波及する恐れがある。ブラジルは今不況の真ただ中にある。

(賛成) サブ一元会長、世界の一部にとって1ドルは僅かな金額かもしれないが、ロータリーの価値はそれ以上である。ロータリアンがロータリーから得た価値ははるかに大きい事を理解いただきたい。

(反対) パキスタン、入会金がなくなってクラブの財源が乏しくなることが決定しているなかで人頭分担金値上げには反対である。パキスタンはロータリアン数減少するであろう。

(討議終了動議の後修正案の賛否) 賛成 297 反対 206 で修正案での本審議に入る

(修正案の審議に入る)

(賛成) メキシコ、増額することによってどのような良い影響があるかを考えるべき。ロータリーの会費は現状少ない。4ドルは少ない金額。

(賛成) 財団管理委員、財団はコストをシェアする関係にある。フロントオフィスはロータリークラブだけではなく、オンラインネットを維持するバックオフィスである本部もフロントオフィスの機能と役割を持っている。その意味で、本部が予算を充実させる積極的な理由となる。

(終了動議の後、修正案の採択に入る)

賛成 347 反対 197 で採択

16-100 人頭分担金を増額する件

Runaway Bay ロータリークラブ (オーストラリア、第 9640 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 191 ページ)。第 17 条 財務事項 17.030. 会費 17.030.1. 人頭分担金

2016-17 年度以降には半年ごとに米貨 2830 ドル。

趣旨及び影響

長文のため省略

(審議)

(反対) ジョンジャーム会長エレクト⇒公共イメージに使われることが明確にされていない。R I 理事会は使途を明確にしない資金は使うことはできない。

(終了動議後採決) 賛成 60 反対 441 で否決

~~16-101 人頭分担金の金額を消費者物価指数により調整する件 (撤回)~~

La Jolla Golden Triangle ロータリークラブ (米国、第 5340 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 191 ページ)。第 17 条 財務事項 17.030. 会費 17.030.1. 人頭分担金

(抜粋) 2018-19 年度から、理事会はシカゴ地域の消費者物価に基づき、毎年、人頭分担金の金額を調整する裁量権を有するものとする。そのような調整は、

趣旨及び影響

シカゴの都市圏における生活費指数に合わせ、必要に応じて人頭分担金を増額する裁量権を、理事会に与えようとするものである。

16-102 夫婦が同じクラブの会員である場合に 1 名分の人頭分担金を免除する件

Tupanciret ロータリークラブ (ブラジル、第 4660 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 191 ページ)。第 17 条 財務事項 17.030. 会費 17.030.1. 人頭分担金

法的に婚姻関係にある 2 人が同じクラブの会員である場合、クラブは、1 名分の人頭分担金のみを支払うものとする。クラブは、半期報告書でこれを RI に通知しなければならない。

趣旨および効果

本制定案の目的は、夫婦が同じクラブに所属する場合に人頭分担金の支払いに表される費用を減らすことである。その即時的効果として、配偶者のクラブ入会が促進され、ロータリー会員数が大幅に増加する可能性がある。人頭分担金はクラブにより支払われるため、クラブはこの支払いの管理も行い、これを半期報告書に記録する。

(反対) RI 理事⇒理事会は反対である。差別的であると考える人たちが多く。国際ロータリーは法的な夫婦についての情報を持っていない。

(反対) 7430、クラブ会費、地区賦課金に適用するべき。

(賛成) 女性会員の増加に寄与する施策なので賛成。

(修正動議) 同じクラブの部分削除いただきたい。

(議長) 採用できない。

(終了動議後採決) 賛成 91 反対 412 で否決

16-103 追加会費の規定を改正する件

Mumbai Borivali East ロータリークラブ (インド、第 3140 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 191~192 ページ)。第 17 条 財務事項 17.030. 会費 17.030.2. 追加会費

広報専用の資金を設立するため、各クラブは会員 1 名につき半年ごとに 1 米ドルまたはその相当額を半期人頭分担金とともに支払うものとし、その資金はできるだけ同じロータリイ年度に使用されるものとする。この追加会費は規定審議会により変更されない限り、同じ額を維持するものとする。この追加会費は、広報費用に用途を制限した別個の資金として保持されるものとする。

趣旨及び効果

現在ロータリーが広く行っている公共イメージ活動は不十分である。本制定案は、ロータリーおよびロータリアンの取り組みを強化するため、RI に毎年 240 万米ドルの追加資金をもたらすものである (金額は現在の会員数による)。

(審議)

(賛成) R P I Cを担当している。ロータリーブランドの強化のためにも予算がどうしても必要となる、

(反対) 1900、地区が取り組むことのほうが効果的、

(質問) 公共イメージ予算について知りたい。

(事務総長) 650 万ドルが予算化している。ポリオ撲滅等で運営費から支払っている。

(反対) 4 ドルの値上を承認して、さらに 2 ドル支払うことは問題である。

(終了動議後採決) 賛成 56 反対 453 にて否決

16-104 各クラブが最低 10 名分の人頭分担金を支払うことを規定する件

RI 理事会 ndore Uptown ロータリークラブ (インド第 3040 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 191 ページ)。第 17 条 財務事項 17.030. 会費 17.030.1. 人頭分担

ただし、各クラブは、2016-17 年度以降には半年ごとに少なくとも米貨 280 ドルを RI へ支払うものとする。

趣旨および効果

新クラブは最低 20 名の創立会員を有するよう義務づけられている。会員数 10 名未満のクラブは 1,100 以上ある。本制定案は、各クラブが会員 10 名分を支払うという要件を再び確立しようとするものである。これにより、小規模クラブの会員増強のモチベーションが高まる可能性がある。

(審議)

(反対) 小さなクラブに対して間違っただ反応を引き起こす懸念がある。小さな規模に対する「制裁」という印象を与える。

(修正動議) ブラジル、15 名に変更を・・・弱体クラブへの対応が大事であり、サポートをしなければならない。

(修正動議の審議)

(反対) 15 名では小さなクラブにとって耐えがたい。従って 10 名であろう。

(反対) 小さなクラブへのモチベーションどころか制裁になってしまう。

(修正動議の賛否) 反対多数の為本動議の審議に戻る。

(質問) 280 ドルでクラブをサポートできるのか?

(事務総長) クラブ毎の情報を得ていない。

(終了動議の後採決) 賛成 233 反対 276 にて否決

16-105 クラブからの報告および人頭分担金の支払いの期限を RI 理事会が定めることを規定する件

Grass Valley ロータリークラブ（米国第 5190 地区）Carson City ロータリークラブ（米国第 5190 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 137 ページ）。

第 11 条 会費

クラブは半年ごと、あるいは理事会により定められたほかの期日に、細則に定める RI 人頭分担金を、RI に納付するものとする。国際ロータリー細則を次のように改正する。第 3 条（『手続要覧』第 141 ページ）3.030.1. 不払あるいは会員報告不履行による停止または終結 会費または RI に対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金への賦課金の支払を怠ったクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることができる。また、期限までに会員の変更を報告しなかったクラブの加盟も、理事会においてこれを停止させることができる。

趣旨および効果

本制定案は、半期報告書の代わりにクラブ報告書を基に人頭分担金を支払う新しい制度を反映し、「半期報告書支払期日」を「クラブ請求書の期日」に差し替えるものである。

（審議）

（採決）賛成 350 反対 149 にて採択

IX. 立法手続き

16-106 立法案の公表に関する要件を改正する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 152 ページ）。第 7 条 立法手続 7.050. 理事会での立法案の審査 7.050.5. 立法案の公表

各地区ガバナーに ~~10 部~~、規定審議会の全構成員に ~~一部~~、すべての元理事に ~~一部~~、希望したクラブの幹事に ~~1 部郵送提供~~ しなければならないとする。

趣旨および効果

本制定案は、立法案の公表と回付を簡素化しようとするものである。立法案集を 10 部郵送するという現行の規定は、電子版の立法案集が容易に入手できなかった時代に定められたものである。

（採決）賛成 488 反対 23 にて採択

16-107 規定審議会における第二副議長を設ける件（撤回）

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 153～157 ページ）。

第 8 条 規定審議会 8.010. 審議会議員 審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。8.010.2. 議長、第一副議長、第二副議長、議事運営手続の専門家

趣旨および効果

規定審議会は、長時間にわたり、困難の多い会議であるため、審議会の司会は厳しい任務であり、時には、審議会の議事進行を援助することを役割とする人が必要となる。このため、議長のほか、第一副議長と第二副議長を設けることを推奨する

16-108 立法案の審議手続きを改正する件

Dunoon ロータリークラブ（スコットランド第 1230 地区）Arlington ロータリークラブ（米国第 5790 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 157 ページ）。第 8 条規定審議会 8.120. 審議会手続

8.120.2. 会合に先立つ審議会による立法案の検討

8.120.1. 項に基づき審議会が採択する手続規則は、審議会が、そのいかなる会合の前にも、正規に提案された立法案を検討、対応し、どの立法案件を会合で審議するかを決定すると規定できる。

趣旨及び効果

審議会の手続規則において、全代表議員が集まる審議会会合の前に、立法案を検討、対応する方法を導入するという可能性を考慮するものである。本制定案による改正が行われても、正規に提出された立法案はすべて代表議員によって考察、対応される。本提案によって、審議会会合において代表議員が最も重要と考える案件の審議に集中できるようになる。

（審議に入る）

（反対）地区は 5 件の立法案を提出する権利を持っていることを尊重したい。また、立法案を事前整理する「ルール」「手段」「基準」が明確になっていない状態では反対である。

（無期限延期の提案）決議審議会が採択をされその決議審議会が機能するかどうかの確認をしてから審議するべき。

（無期限延期の賛否）賛成多数で無期限延期になった。

16-109 規定審議会の議事録を公開する件

第 2840 地区（群馬、日本）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 160 ページ）。第 8 条規定審議会 8.170. 議事録の開示

各審議会の議事録を記録するものとする。議事録の形式と内容は、審議会議長が決定するものとする。事務総長は、議事録を要請した人に対し、議事録を 1 部提供するものとする。

趣旨および効果

本制定案は、英語で書かれた審議会議事録を、要請に応じて代表議員に提供するよう RI 細則を改正するものである。規定審議会は RI 唯一の立法機関であり、議事録の公開は、その後の審議会に提出される立法案の質を向上させる。

(注※16 - 01 にてクラブ理事会議事録が承認されたことを参考にしていきたい)

(審議)

(修正動議) 電子ファイルの議事録を追加する。(コスト削減の為)

(修正動議の賛否) 賛成多数で審議に入る。

(修正案の審議)

(反対) RI 理事⇒RI 細則に決定報告書を提供しているので、議事録に代わるものである。

(終了動議後採決) 賛成 137 反対 370 で否決

16-110 規定審議会を4年に1度とする件

提案者: Lens-Livin ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区) 他4地区

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 136 ページ)。第 10 条規定
審議会 第 2 節 時期および場所

趣旨および効果

本制定案は、規定審議会の計画期間を引き延ばすために、審議会を4年に1度開くよう RI 定款を改正するものである。

本制定案の意図は次の通りである。

- 1) ロータリアン一人当たり 1 米ドル 50 セントの現在の追加会費を維持しつつ、規定審議会に関して発生した経費を拡散すること
- 2) 地区大会の前にクラブの立法案を考察するための十分な時間と、各審議会後に改訂版「手続要覧」を出版するための十分な時間を与え、地区大会が開かれる期間を考慮すること
- 3) 審議会に提出される立法案の数を減らすため、クラブと地区が類似案件を統合することを奨励すること。
- 4) 重要性とその影響が明らかにされるべき提案について、次回の審議会までにオンラインで討議することを促進する可能性を高めること

(審議に入る)

(反対) 変化への対応には4年は長い。経費はロータリアンが支払っている所以で3年が妥当。

(反対) 組織規定の改定は全ての組織で大切な機能である。4年の空白は長い。

(修正動議) 5年にする。

(修正案の賛否) 反対が多く、本動議に戻る。

(終了動議後採決) 賛成 158 反対 342 にて否決

16-111 規定審議会を8月、9月、10月のいずれかに開催し、立法案提出の時期を改正する件

洲本ロータリークラブ（日本第 2680 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 136 ページ）。第 10 条 規定審議会 第 2 節 一 時期および場所

規定審議会は3年に1度、~~4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるものとする。~~

趣旨および効果

採択制定案が英語圏以外の国や地域において、RI が定めた公式言語に翻訳されるまでにおおよそ9カ月を要する。規定審議会の開催時期を現在より6カ月ずらすことにより、採択制定案が適用される年度の少なくとも9カ月前までに規定審議会が開催されるべきである。

（審議）

（採決） 賛成 227 反対 278 で否決

16-112 立法案を制定案に限定する件（撤回）

Taipei Ta-an ロータリークラブ（台湾、第 3480 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 136 ページ）。第 10 条 規定審議会 第 5 節 制定案と決議案を採択するための臨時会合。

趣旨及び効果

年間を通じて RI 理事会に直接請願書を提出し、具体的な問題を提起するほうがより効率的かつ効果的である。また、審議会に提案された決議案の数は激減している。2007 年は 183 件、2010 年は 96 件、2013 年は 49 件となっており、明らかに、全世界のクラブと地区が審議会に決議案を提案するのは効果がないと気づいていることを示している。

16-113 決議審議会について規定する件

Dunoon ロータリークラブ（スコットランド第 1230 地区）他 3 地区

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 136 ページ）。

第 10 条 規定審議会 第 5 節 ? 制定案と決議案立法案を採択するための臨時会合。

第 8 条 決議審議会. 8010. 決議審議会の会合 決議審議会は、毎年開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを通じて招集されるものとする。

趣旨及び効果

決議審議会を毎年オンラインで開催すれば、決議案により迅速に対応できると同時に、審議会代表議員による検討と支持を得られる。また、規定審議会全体を開催することなく、

新しいアイデアを検討する頻度が増え、直接顔を合わせる規定審議会では、限られた時間を制定案と見解表明のみに費やすことができるだろう。

(審議にはいる)

(賛成) RI 理事⇒理事会はコスト削減をすることになるので1日分の削減になる。決議案を理事会への請願に変更することによって迅速な対応とクラブ、地区からの要請を直接対応できることになる。

(質問) 研修が残るのか？また決議審議会のタイミングは？定款細則委員会の役割の変化は？

(定款細則委員会) 規定審議会代表議員は3年の任期の前に研修を受ける必要がある。また、決議審議会は毎年開催される。

(賛成) 私の地区は2つの決議案を提出しているが、RI 理事会への「要請」と同じであることも理解している。決議審議会をインターネットで開催することに賛成である。

(質問) 現代のテクノロジーを導入すると、決議審査会の財務的影響はどうか？

(賛成) コスト削減に賛成。

(討議終了動議後採決) 賛成 443 反対 67 で採択された。

16-114 代表議員が3年の任期を務めることを規定する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第155ページ）

第8条 規定審議会 8.040. 代表議員の任期

各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで在任するものとする。

趣旨および効果

RI 細則は、規定審議会の開かれる2年前の年度に審議会代表議員を選出すると規定している一方で、代表議員の任期には触れていない。任期を追記することで、各代表議員が3年任期を務めることが明確に規定される（例えば、2019年規定審議会の代表議員は、2017年7月1日に就任し、2020年6月30日まで在任する）。

(審議に入る)

(採決) 賛成 479 反対 23 で採択

16-115 いかなるロータリアンも代表議員として2回を超えて規定審議会に出席してはならないと規定する件

Ensenada ロータリークラブ（メキシコ第4100地区）Tepic ロータリークラブ（メキシコ第4150地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 153 ページ）。第 8 条 規定審議会 8.010.？ 8.010.1. 代表議員

趣旨および効果

いかなるロータリアンも投票権のある議員として 2 回を超えて規定審議会に出席できないことを規定するために、RI 細則を改正するものである。これにより、より多くの地区役員が審議会で地区を代表する機会を得ることができる。

（審議に入る）

（無期保留の提案）地区に明確に説明する上で、決議審議会を毎年開催を前提にすると曖昧になるので、それが明確になるまで無期保留をしていただきたい。

（無期保留の賛否）賛成 305 反対 205 で無期保留となった。

？

16-116 規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件

第 6040 地区（米国）Hamilton Place (Chattanooga) ロータリークラブ（米国、第 6780 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 153～159 ページ）。8.010. 審議会議員

8.010.1. 代表議員

各地区は、理事会により定められた方法でほかの 1 地区と組み合わせられる。組み合わせられた地区の代表議員 2 名のうち、1 名のみが各審議会会合に出席する。

趣旨及び効果

現行の形式による審議会の懸念の一つは、有意義な討議を行い真の変化をもたらすには規模が大きすぎる点である。本制定案は、各地区がこれまで通りに代表議員を選出するが、その任期を 6 年とし、組み合わせ地区と交代で代表議員を審議会に派遣する

（審議に入る）

（質問）1 ドル 50 セントの負担金が、可決されれば負担金は削減されるのか？

（事務局長）制定案が採択された後に、検討される予定。

（反対）代表議員の減少は単に財務面の問題ですむ話ではない。半減するのなら地区内への伝達が円滑にいかなくなる。

（賛成）コスト削減にやりやすい施策と判断している。

（質問）それぞれの地区を選ぶのは R I 理事会が決定するのか？

（反対）一人一人のロータリアンの民主的な権利を確認したい。この制定案では困難であるので反対する。コスト削減に投票権を持たない人の削減を要求する。（拍手）

（質問）1 ドル 50 セントを毎年 180 万ドル、3 年間で 540 万ドルなので C O L 経費の残り 240 万ドルはどうなっているのか？

（財務長）今後のコストの上昇のために 50 セント増額した。

（賛成）規模の縮小による討議の質を高めることが期待できる。

（反対）近隣の地区に代表議員に任せることに不安を感じる。

(終了動議後採択) 賛成 174 反対 341 で否決

16-117 規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件

第 2060 地区 (イタリア) Peoria North ロータリークラブ (米国、第 5490 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。第 5 条 (『手続要覧』第 144 ページ) 第 5 条 理事会 5.030. 理事会の決定に対する提訴

趣旨及び効果

1 ゾーンにつき 9 名の代表議員へ変更することで、この格差を最小限に抑えられる。ゾーンにはほぼ同じ数の会員が含まれるよう設計されており、より均等に会員を代表できる。代表議員の数を約 530 名から 306 名へと減らすことでより効果的な討議ができるとともに、各ゾーンの地区を十分に代表できる。

(注※100 万ドル以上のコスト削減につながる)

(審議に入る)

(説明) ジョンヒューコ、毎年 1 ドル 120 万ドルを徴収している。

(賛成) 地区の格差を会員数が同じ規模にしているゾーン単位に変更することは合理的と判断している。

(反対) 小さな地区を代表して参加している。賦課金を払っているのは一人一人のロータリアンであり、参加する権利を重視いただきたい。大規模地区の優先は問題になる。

(賛成) 16-113 が採択された事で前進した。そしてこの 16-117 でも前進していただきたい。

(反対) 代表議員は自分の選出された地区内クラブへ説明する義務を持っている。今の現状の代表議員数で経費節約に努力いただきたい。

(賛成) 1983 年以来全ての審議会に参加している。今日は代表議員の数が増えたことによって十分な討議に参加している人が少なくなっている。数を減らせば討議の効率が良くなる。

(終了動議後採決) 賛成 163 反対 346 で否決

正規の立法案:決議案

I. プログラム

16-118 ポリオ撲滅は国際ロータリーの最高の目標であることを承認し支持する件

提案者：RI 理事会（ジョン・ジャーム会長エレクト）

本決議案は、すべてのポリオウイルスの世界的撲滅の認定という目標が RI の最優先事項であることを承認し、その認定が達成されるまでほかのいかなる全組織的プロジェクトも採択されるべきではないことを支持し、後続の規定審議会により承認されるまでほかのいかなる全組織的プロジェクトも採択しないことを確認するものである。

（審議）

（採決）カード式にて全会一致で採択

~~16-119 5 月を「女性を称える月間」とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件~~ （撤回）

第 6890 地区（米国）

カレンダーで 5 月を「女性を称える月間」と指定することで、世界中の女性 19 のニーズに取り組むプログラム、プロジェクト、活動に焦点を当てる絶好の機会となると思われる。これにより、現代の女性が直面する多くの問題といった分野を問わず、世界中の女性が直面している多くの課題に対処し解決するための革新的アイデアを提案、実行できると考えられる。

16-120 5 月を「公共イメージと認知向上月間」とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件

Los lamos de Monterrico ロータリークラブ（ペルー、第 4455 地区）

公共イメージがクラブと地区の活動の重要な一部であることを推進することである。戦略的優先項目に焦点を当てることで、より強いクラブをつくり、行動型の奉仕を実践し、好ましい公共イメージが生まれ、それらがロータリーの未来を形づくっていくこととなる。

（反対）5 月は青少年奉仕になっているので反対。

（賛成）RPIC を遂行している。賛成である。

（採決）賛成 181 反対 327 にて否決

16-121 環境保全啓発デーの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

Salvador-Pituba ロータリークラブ（ブラジル、第 4550 地区）

国連総会は決議 2994 により、スウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」の初日を記念して 6 月 5 日を世界環境デーとして制定した。6 月 5 日をロータリーの環境保全啓発デーとして正式に認定することは、人類の利益のため資源の利用と環境

に対する姿勢の変化に関するロータリーのクラブおよび地域にとって社会的責任を果たす機会の増加につながる。

(反対) のちに包括的な決議案があるので反対いただきたい。

(賛成) 環境問題をサポートする案件として賛成いただきたい。

(採決) 賛成 186 反対 316 で否決

決議案 16-122 「われらの天体、地球の保全 (Preserve Planet Earth)」を RI の公式プログラムに含めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：Blanquefort en M²doc ロータリークラブ (フランス、第 1690 地区) Saint Jean de Luz-Urrugne-Ciboure Cte Basque ロータリークラブ (フランス、第 1690 地区)

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI の公式プログラムとして「われらの天体、地球の保全 (Preserve Planet Earth)」を長期的に採択、推進、支援することを検討するものとする。

(採決) 賛成 166 反対 335 にて否決

決議案 16-123 環境問題への意識啓発を検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)

提案者：Harrogate ロータリークラブ (英国、第 1040 地区) 第 1080 地区 (英国) Loddon Vale ロータリークラブ (英国、第 1090 地区) Sidmouth ロータリークラブ (英国、第 1170 地区) Ruthin ロータリークラブ (英国、第 1180 地区) Bretby ロータリークラブ (英国、第 1220 地区)

故パウロ V.C. コスタ元 RI 会長 3 によって設立された「われらの天体、地球の保全

(Preserve Planet Earth)」を RI 常設プログラムの一つとして加えることを検討するよう RI 理事会に要請するものである

決議案 16-124 水質改善と衛生の分野におけるプログラムの開発を検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)

提案者：第 6890 地区 (米国)

RI 理事会は、世界中すべての人に恩恵をもたらす水質改善と衛生関連のプログラムと活動の分野において、各プロジェクトを調整するための追加プログラムを開発すべきであると思われる。この取り組みにおいてロータリーが実施する活動はすべて現在の、そして未来の子どもたちの生活の質の飛躍的な改善につながる。

決議案 16-125? 女性に対する暴力撲滅を RI 戦略計画の目標と目的に含むことを検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)

提案者：Chauny ロータリークラブ (フランス、第 1670 地区)

女性に対する暴力は、女性の3人に1人が被害者となっている世界的な問題であり、健康上ならびに社会的、経済的、倫理的に深刻な影響を及ぼす。RIはこの問題を看過できない。

決議案 16-126 性器切除の防止を支援することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：第 1390 地区（フィンランド）第 2290 地区（ノルウェー）第 2320 地区（スウェーデン）第 2330 地区（スウェーデン）第 2340 地区（スウェーデン）第 2350 地区（スウェーデン）第 2370 地区（スウェーデン）第 2380 地区（スウェーデン）第 2390 地区（スウェーデン）第 2400 地区（スウェーデン）Lismore ロータリークラブ（オーストラリア、第 9640 地区）

性器切除は、宗教的または文化的伝統によって正当化することはできない。性器切除は人道的犯罪である。

（採決）賛成 377 反対 128 にて採択

決議案 16-127 今後の『手続要覧』において薬物およびアルコール濫用防止に関する文言を復活させることを検討するよう RI 理事会に要請する件（撤回）

提案者：Lomas de Zamora ロータリークラブ（アルゼンチン、第 4915 地区）第 4920 地区（アルゼンチン）

決議案 16-128 「マラリアと闘うロータリアン (Rotarians Against Malaria)」をロータリーによる次の世界的プログラムとすることを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：Titsey & District ロータリークラブ（英国、第 1250 地区）

（採決）賛成 163 反対 333

決議案 16-129 ローテックス (Rotex) クラブを認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：Turnhout ロータリークラブ（ベルギー、第 1630 地区）? Mrignac ロータリークラブ（フランス、第 1690 地区）Gifhorn-Wolfsburg ロータリークラブ（ドイツ、第 1800 地区）第 1860 地区（ドイツ）第 1880 地区（ドイツ）Namur Val Mosan ロータリークラブ（ベルギー、第 2170 地区）

ローテックスでの活動後はローターアクト会員としての資格を満たし、ゆくゆくはロータリークラブ入会にもつながるため、次世代の会員獲得の重要な分野となることが実証される。

（賛成意見 3 件）

（反対）ローターアクトクラブと競合するので反対。

（反対）インターアクトとも競合するので反対

（採決）賛成 229 反対 268 で否決

決議案 16-130 ローテックス (Rotex) クラブを認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)

提案者： Helsingborg-K?rnan ロータリークラブ (スウェーデン、第 2390 地区)

4 月 15 日 (COL5 日目)

最終日、16-87 の再審議を議長より要請があった

(反対) 個人としては地区番号だけではなく地理的名前を入れることは良いと判断する。

(賛成) スタッフに負担がかかるそれは R I 理事会の承認のもとにという文言が追加したことにより 15 万ドル程度のコストが掛かる問題が発生した。したがって、この制定案の反対をする。

従って、オフィシャルではなく地区の独自判断で呼称をつけることで再審議願いたい。

(再審議の賛否) 265 対 230 で再審議が決定した。

10 時半に再審議することになった。

(再審議) 16-87 地区番号に地理的呼称を付記することを認める件

釧路ロータリークラブ (第 2500 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 183 ページ)。

第 15 条 地区 15.010. 創設

15.010.2. 地区の識別

それぞれの地区は理事会が割り当てた地区番号によって識別されるが、地区は地区大会あるいは地区決議会において地区内クラブの過半数の承認を得れば、その地区番号に地理的呼称 (国名、州名、県名、地域名など) を付記してもよいものとする。

(再提案) 理事会の修正動議が採択され、修正案が採択されたが、当初制定案は R I 負担をさせないものであったので、当初制定案での審議をお願いしたい。

オリジナルバージョンでの再審議に入る。

(質問) 定款細則委員会既に行われているのではないか？

(定款細則委員会) 現行でも制限されていないと判断している。

(賛成) 修正案を出したのは私である。オリジナル制定案は地区番号と地域名をつけるのには賛成である。

(オリジナルバージョンの採決) カード方式で反対多数の為否決された。

決議案 16-132 インターアクト会員の年齢制限の修正を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：第 2241 地区（モルドバ共和国およびルーマニア）

インターアクトクラブ会員は大学入学前の学生であるため、すべての学生は 18 歳に達した時点ではなく、卒業をもって会員資格の終了とすべきである。

（採決）賛成 428 反対 65 で採択

決議案 16-133 ローターアクト会員の年齢の上限を 25 歳に引き下げること検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：Curitiba-Imigrantes ロータークラブ（ブラジル、第 4730 地区）

ローターアクトクラブに留まる若者の年齢の上限を引き下げ、ローターアクト同士の見や関心事の違いを減らし、制限年齢に達した会員がより早くロータークラブに入会できるようにすることで会員増強とロータークラブの刷新に貢献することが期待される。

（反対）日本、世界平和を実現するためにローターアクトは勉強をしながら活動する事に意味がある。従って反対である。

（採決）賛成 113 反対 386 で否決

折衷案 決議案 16-134

ローターアクト会員の年齢の上限を 35 歳に引き上げること検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：第 1390 地区（フィンランド）？ 第 1400 地区（フィンランド） 第 1410 地区（フィンランド）？Toulouse Ovalie ロータークラブ（フランス、第 1700 地区）?? 第 2330 地区（スウェーデン）
福島中央ロータークラブ（日本、第 2530 地区）第 2650 地区（日本）

年齢制限を 35 歳に引き上げることにより、ローターへの移行をスムーズにする可能性が著しく高まるだけでなく、ローターアクトに参加する若い職業人の数も増加すると思われる。

（審議に入る）

（反対）ブラジル、25 歳は十分に大人であるので反対

（反対）30 歳からローターに入会すべき

（採決）賛成 218 反対 288 で否決

~~決議案 16-135 ローターアクト E クラブの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件~~ ~~（撤回）~~

提案者：RIBI 審議会（英国）

ローターアクト入会を奨励し、その会員基盤を増強すること。また、現在のローターアクト会員および会員候補者に対し、ロータークラブと同じ多様な入会の選択肢を与えることになる。

決議案 16-136 ロータリーカードの普及推進を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 茅ヶ崎湘南ロータリークラブ（日本、第 2780 地区）

カードを利用することにより、ロータリー財団への貢献ができる優れた機能を有しており、カードの普及によりロータリー財団への寄付額の増加が期待される。

（審議に入る）

（採決）賛成 335 反対 170 で採択された

決議案 16-137 21 世紀ロータリー地区ミュージアムの設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： Medellín ロータリークラブ（コロンビア、第 4271 地区）

532 のロータリー地区を代表する優秀なアーティストの作品を展示するロータリー地区ミュージアムは、国家間の相互の知識と理解を促進する。（カムリーバンクのポールハリス宅に）

（審議に入る）

（反対）ワンロータリーセンターで十分

（採決）賛成 179 反対 327 で否決

決議案 16-138 「家庭」というキーワードを奉仕の機会に関する項目に追加することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

提案者： 東知多ロータリークラブ（日本、第 2760 地区）

青少年の生活、子育てを支援する活動。比較的若い世代の出産・育児を支援する活動。家庭の維持（家事や育児の協力）は現代社会での重要な事項である。これらを受け、家庭というキーワードを RI 活動の奉仕の機会に関する項目に追加することを提案したい。

（採決）賛成 253 反対 252 で採択（一票差）

II ロータリー財団

決議案 16-139 ロータリー財団の創立 100 周年を認知する件

提案者： RI 理事会

本決議案は、2016-2017 年度にロータリー財団が 100 周年を迎えることについて、世界中のロータリアンの関心を喚起することを目的としている。

賛成意見の後採決にはいる

（採決）賛成 481 反対 27 で採択

決議案 16-140 新たな種類の補助金の創設を検討するよう管理委員会に要請する件

提案者： Casilda ロータリークラブ（アルゼンチンとウルグアイ、第 4945 地区）

グローバル補助金は関心のあるクラブにとって膨大な労力を要し、このような機会は通常の募金活動を通じては容易に利用できるものではなく、実質的にこうしたクラブを補助金システムから閉め出している。

反対意見あり

(採決) 賛成 165 反対 336 で否決

決議案 16-141

術前／術後治療室用機器の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件

提案者：Carvin-Hnin-Marches de l' Artois ロータリークラブ（フランス、第 1520 地区）

現在は、恵まれない人々のための術前／術後治療室用機器の購入資金に補助金を利用することは許可されていない

(採決) 賛成 329 反対 175 で採択

決議案 16-142

地区補助金小委員会委員長がオンラインの補助金申請を監督・確認できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件

提案者：Surabaya Metropolitan ロータリークラブ（インドネシア、第 3420 地区）

地区ロータリー財団委員長の不在が原因で補助金申請の処理に遅延が生じることがなくなる。

(採決) 賛成 385 反対 113 で採択

決議案 16-143

地球を新たな重点分野にすることを検討するよう管理委員会に要請する件 撤回

提案者：Three Rivers (Vereeniging) ロータリークラブ（ボツワナ、モザンビーク、? 南アフリカ、スワジランド、第 9400 地区）

環境と地球に適切な配慮を行い、鉱物、資源、富の搾取を止めない限り、ロータリーの第一の重点分野である平和と紛争解決を完全に達成しえないと考えられる

折衷案 決議案 16-144

重点分野に関連しない分野の大学院生への奨学金提供を復活させる件

提案者：岐阜ロータリークラブ（日本、第 2630 地区） 第 2800 地区（日本）

重点分野に関連しない芸術および純学問分野の大学院生に授与する奨学金に対する DDF 繰越残高からの資金供給の手段を閉ざされてしまったのは誠に残念である。これを復活することによって、長年ロータリーの重要なプログラムであった教育分野の再生が可能となり、有為な人材を育てることが出来るようになる。

(審議に入る)

(反対) 基本的には賛成ではあるが、未来の夢に対して例外を認めることには賛成できない。重点分野への予算が減少することになる。

(賛成) 5580、国際親善奨学金は非常に成果のあったプログラムである。したがって賛成

(採決) 賛成 267 反対 223 で採択

決議案 16-145

青少年の保護とエンパワメントを第7の重点分野として加えることを検討するよう管理委員会に要請する件

提案者： 第 3662 地区 (韓国)

(採決) 賛成 118 反対 355 で否決

折衷案 決議案 16-146

ロータリアンの孫が財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件 (撤回)

提案者： Alexandra ロータリークラブ (オーストラリア、第 9790 地区) ? Glen Waverley ロータリークラブ (オーストラリア、第 9810 地区)

子ではなく、その次の世代にも同じ規制を適用することは厳しすぎるものであり、将来有望なリーダーとなる若者に資格を与えないことになる

III. クラブと地区の管理運営

決議案 16-147

インドでの試験的ガバナー選出を終了することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)

提案者： Bhubaneswar ロータリークラブ (インド、第 3262 地区)

現在の対処策はその対象となる問題をかえって複雑にしているように思われる。RI 細則第 13 条の規定を継続するべきというのが大多数のロータリアンの一般的意見である。

決議案 16-148

ロータリー章典におけるガバナー補佐の選出基準の改正を検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)

提案者： Mangalore North ロータリークラブ (インド、第 3180 地区)

クラブの会長の期間が終了してから 3 年間、少 1 なくとも 2 回の地区大会、および 2 回の地区協議会に出席していること (ロータリー章典の追加)

既存の基準に新たな資格基準を追加することで、選出プロセスの信頼性、効率性、透明性を向上させるだけでなく、この職務を適切に遂行できる

決議案 16-149

地区幹事の役割と責務を認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 茅ヶ崎ロータリークラブ（日本、第 2780 地区）

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区リーダーシップ・プランの中に地区幹事の役割と責務を明記することにより、地区幹事の役割と責務を認知することを検討するものとする。

（賛成）地区幹事は重要な職務であることは間違いない。従って、この案件に賛成する。

（採決） 賛成 357 反対 121 で採択された

決議案 16-150

郵便投票の定足数を定義することを検討するよう RI 理事会に要請する件（撤回）

提案者： Alexandria Cosmopolitan ロータリークラブ（エジプト、第 2451 地区）

推奨ロータリークラブ細則において、RI またはガバナーによって実施される郵便投票における「定足数」の明確な定義がされていない。RI 役員の選挙など重要な事項が、明確に定義されていない人数のクラブ会員に委ねられている。？

決議案 16-151

自治権を有することの趣旨を正しく理解するようクラブに対して注意を喚起することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 宝塚中ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）

国際ロータリーの決議により、RI 理事会は、クラブに対し、それぞれのクラブが RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款およびロータリー章典の定めと矛盾しない限り自治権を有することの趣旨を正しく理解するよう、改めて注意を喚起する。

（反対） 5850、ロータリーはルールを考える必要があるから反対。（理由不明）

最後に提案者が「情に訴える」スピーチをした。

（採決） 賛成 274 反対 208 で採択された

決議案 16-152

ロータリーのイメージに関するあらゆる側面をクラブ広報委員会の責務内容に含めることを検討するよう RI 理事会に要請する件（撤回）

提案者： Lens-Livin ロータリークラブ（フランス、第 1520 地区）

決議案 16-153

「club productivity officer」(クラブ生産性向上役員)の役職を提案することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： Los lamos de Monterrico ロータリークラブ (ペルー、第 4455 地区)

この役職は、クラブ組織または地区組織の一部となり、オンラインツール利用状況を RI が適切に測定することを可能とする

(反対) 地区ガバナーこそがその役割をもっているから反対

(反対) CLP、DLPに加えて地区コストを増加させるので反対

(採決) 賛成 36 反対 424 で否決

決議案 16-154

クラブの業務を行う際は、現地語の使用を奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： Bhubaneswar ロータリークラブ (インド、第 3262 地区)

一人から反対意見 (略)

(採決) カード方式にて反対多数で否決された

~~決議案 16-155-~~

~~議長の宣言により例会を開会・閉会するというシンプルな方法の採用をロータリアンに奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)~~

提案者： 第 3640 地区 (韓国)

RI 定款および RI 細則は、例会の開会・閉会の手順を定めていない。このため、ほとんどのクラブでは点鐘が例会の開会と閉会の合図となっている。最近ではさまざまな場所で例会が開催されるため、ベルの持ち運びや保管がクラブにとって不便となっている。

決議案 16-156

地区大会への会長代理の出席を希望するかどうかを、地区が決定するのを認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 1610 地区 (オランダ)

地区大会の本質は、当地区や地域だけでなく、世界的に大きく変化して 18 きた。ほとんどの地区大会は、最低要件である 2 日間未満であり、ましては 3 日間開催 19 する地区はない。、会長のメッセージは最近ではインターネット、RI と地区のウェブサイト、フェイス 22 ブックなどで閲覧できる。

(反対) 1960、世界で統一したルールを作り、実行するべきである。会長が各地にふさわしい会長代理の方法は正しい。

(反対) 会長代理は必要。会長の代理だから会長を選ぶのが筋。

(採決) カード方式反対多数で否決された (投票機械のバッテリー切れが主因)

提案者から電子投票の要請があり、再度採決された
(採決) 賛成 205 反対 248 で否決された

決議案 16-157

すべての地区大会に RI 会長からのビデオメッセージを提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：第 1610 地区（オランダ）

RI 会長がすべての大会に出席して講演することは不可能であるため、代替案として RI 会長による統一ビデオメッセージをすべての地区に提供することが考えられる

(採決) カード方式による採決で採択された

決議案 16-158

地区大会でビデオプレゼンテーションの活用を検討するよう RI 理事会に要請する件 撤回

提案者：Taipei Ta-an ロータリークラブ（台湾、第 3480 地区）

地区大会に会長代理を派遣する代わりに、不要な時間や手続き、それに付随する経費を削減すべく、すべての重要メッセージや、RI/ロータリー財団の最新状況に関する情報、各ロータリー年度の目標を、映像で配信することを検討するものとする。

決議案 16-159

クラブ例会における電子機器や音楽機器の使用を奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件（撤回）

提案者：第 4420 地区（ブラジル）

テレビやプロジェクター、コンピューター等のツールの使用は、例会をサポートし、よりダイナミックにする方法として奨励されるべきである

IV. 国際ロータリー

決議案 16-160

組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：第 2290 地区（ノルウェー） 第 2330 地区（スウェーデン） 第 2340 地区（スウェーデン）
第 2350 地区（スウェーデン） 第 2370 地区（スウェーデン）？ 第 2380 地区（スウェーデン） 第 2400 地区（スウェーデン）

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、本決議案で提案されたアイデアを含む（ただしこれらに限らない）国際ロータリーとロータリー財団の現在の組織統括の構造を見直すため、外部のコンサルティング会社を雇い、調査結果と推奨事

項、さらに 2019 年規定審議会に提出する具体的な立法案件を提出することを検討するものとする。

(質問) 良い提案と思うが、最近検討されたかどうか？

(副事務総長) 知っている限りはなされていない。

(賛成) 今の答えで賛成すべきである。

(反対) その必要はない。

(採択) カード方式にて賛成多数で採択された

決議案 16-161

ゾーンコーディネーター指名委員会の設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: 第 1720 地区 (フランス)

現行の選出手続きを、ゾーン内の全地区が任命する指名委員会を利用したものに変更することを検討するものとする。

(反対) コーディネーターは役員ではないので指名委員会方式にふさわしくない。

(反対) ガバナーがリーダーシップチームを選ぶのと同じく、R 理事もチームを選ぶべき。

(採決) カード方式により反対多数で否決される

決議案 16-162

第 20 ゾーンの境界の改正を検討するよう RI 理事会に要請する件 撤回

提案者: 第 9212 地区 (エリトリア、エチオピア、ケニヤ、南スーダン)

国際ロータリー理事会は、アフリカをアフリカ限定のゾーンに再編成し、毎回の選挙において理事を指名する権利を与えることを検討するものとする。

決議案 16-163

E クラブのための E 地区設立を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: 第 7040 地区プレミア E クラブ (カナダ、第 7040 地区)

(反対) E クラブの伝統クラブの境界を無くす制定案が採択されているので反対である。

(反対) E クラブは 260 クラブ 6300 人が所属している。時間切れ

(採決) カード方式で採決、反対多数で否決

決議案 16-164

RI の自立を可能にするメカニズムの確立を検討するよう RI 理事会に要請する件 (撤回)

提案者: 第 4420 地区 (ブラジル)

当組織独自の規則により新規株式公開を保有することで、RI およびロータリー財団の株式を金融市場で取引できるようにする

決議案 16-165

国際ロータリーの経費を他の団体の経費と比較すること検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：Scheveningen ロータリークラブ（オランダ、第 1600 地区）

RI およびロータリー財団の諸経費は削減することが望ましい。よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI およびロータリー財団の諸経費が、同じ分野の他の非政府組織の経費と比較して釣り合いが取れているか否かを頻りに調査することを検討するものとする。

ベンチマークを作るべき。（標準的な組織経費モデル）

（賛成）世界で一番良い組織にしていきたいのが本心である。経費節減だけを要求はしていない。

（反対）ガバナンスを調査する決議案を採択いただいたので、この決議案は含まれている。

（採決）カード式により採決で反対票が多く否決された。

決議案 16-166?

マイクロファイナンス（小口融資）と地域社会開発機関への投資を検討するよう RI 理事会と管理委員会に要請する件（撤回）

提案者 Calgary West ロータリークラブ（カナダ、第 5360 地区） Tillsonburg ロータリークラブ（カナダ、第 7080 地区） Woodstock ロータリークラブ（カナダ、第 7080 地区）

使途不指定の前年度の年間純資産のそれぞれ（米ドルで）少なくとも 8%相当を、信用のあるマイクロファイナンスや地域社会開発機関に、直接的または間接的に投資することを検討するものとする。

決議案 16-167

クラブの加盟復帰料と課徴金を減額することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者：Cebu Fuente ロータリークラブ（フィリピン、第 3860 地区）

2015 年 1 月 1 日より、加盟復帰料は会員 1 人につき 30 米ドルとなっており、再加盟の料金は適用されていない。毎年加盟復帰するクラブの平均数は約 100 クラブである。

終結から長期間を経て再加盟を望んでいるクラブが多くある。クラブによっては、加盟復帰および（または）再加盟にかかる費用が障害となっている。

（反対）もし採択されるのなら、会費を払わないクラブはまた払わない可能性が高い

(採決) カード方式による採決、反対多数で否決

決議案 16-168?

ヒンディー語をRIの公式言語として認めることを検討するようRI理事会に要請する件
(撤回)

提案者: Dewas ロータリークラブ (インド、第 3040 地区) Indore Central ロータリークラブ (インド、第 3040 地区)

決議案 16-169

「Rotary」の自国語での表記を認めることを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)

(採決) カード方式による採決、反対多数で否決

決議案 16-170-

旧来のロータリー徽章の使用を認めることを検討するようRI理事会に要請する件?撤回

提案者: 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)

決議案 16-171-

近代化、信念、公共イメージへの投資に基づく新しいロータリーのイメージを推進することを検討するようRI理事会に要請する件 (撤回)

提案者: 第 4420 地区 (ブラジル)

決議案 16-172

無料の代替素材が利用できる場合、商業素材やライセンスが必要なブランド素材を推奨しないことを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: スコットランド、第 1020 地区

国際ロータリー理事会は、組織全体でクラブが一般的に使用するブランド素材および視覚基準を指定する際、条件を満たす無料の代替素材が利用できる場合、商用またはライセンスが必要な素材の使用を推奨すべきではない。

(採決) カード式による採決、賛成多数で採択

決議案 16-173

ガバナーノミニー研修セミナーの研修登録費を援助することを検討するようRI理事会に要請する件

提案者? Cebu Fuente ロータリークラブ (フィリピン、第 3860 地区)

ガバナーエレクト研修セミナーならびにガバナーノミニー研修セミナーに参加することにより、就任に向けて準備することが義務付けられている。ガバナーノミニーがガバナーノミニー研修セミナー事前研修およびガバナーノミニー研修セミナーに参加するための登録費（航空券とホテル宿泊費を含む）を援助することを検討するものとする

（採決）カード方式、反対多数で否決

決議案 16-174

ロータリー・リーダーシップ研究会を国際ロータリーの研修プログラムとすることを検討するよう RI 理事会に要請する件（撤回）

提案者： Three Rivers ロータリークラブ (Vereeniging)（ボツワナ、モザンビーク、南アフリカ、スワジランド、第 9400 地区）

決議案 16-175

プロバス会員による国際大会への参加を認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件（撤回）

提案者： Runaway Bay ロータリークラブ（オーストラリア、第 9640 地区）

決議案 16-176

インターホイール会員による国際大会への出席を認めることを検討するよう RI 理事会に要請する件（撤回）

提案者 Runaway Bay ロータリークラブ（オーストラリア、第 9640 地区）

決議案 16-177

規定審議会に先立って電子投票の手段を採用することを検討するよう RI 理事会に要請する件（立法案を対象）

提案者： 新潟ロータリークラブ（日本、第 2560 地区）

（反対）理由不明

（採決）カード式による採決、反対多数で否決

決議案 16-178

規定審議会をより効率的に、より低額の費用で、よりテクノロジーを駆使した方法で実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件—撤回

提案者： Arlington ロータリークラブ（米国、第 5790 地区）

V. 会員

決議案 16-179

新しい会員の種類「supporting membership」（仮訳「サポート会員」）を創設するための調査を開始することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 2340 地区? S?dertlje-Mlaren ロータリークラブ（スウェーデン、第 2370 地区）

- （反対） 準会員が否決されている。出席義務を柔軟にする案件からも否決されるべき
- （反対） クラブ会費は食事代が多く、地域によって違うので反対
- （採決） カード方式による採決、反対多数で否決

決議案 16-180

「Friends of Rotary（仮訳「ロータリーの支援者」）」の認証を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： Bhubaneswar Metro ロータリークラブ（インド、第 3262 地区）

- （賛成） 地区に権限を与えることになり、会員増強につながる。
- （反対） 既に実施している。特にブラジルで、地区独自で可能であるので理事会に強制すべきではない。
- （採決） カード方式による採決、反対多数で否決

決議案 16-181

新しいロータリアンに対し、新会員研修への参加を奨励するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 1720 地区（フランス）

- （反対） 重要性は理解しているが、全ての会員にも重要である。しかし、既存の研修を活用する事で十分と思う。
- （賛成） R L I を活用することで賛成である。
- （採決） カード方式で反対多数で否決